

災害時における 透析医療活動マニュアル (改訂版)

平成26年 3 月改訂版

 東京都福祉保健局

本マニュアルの改訂に当たって

未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、多くの透析医療機関も被災し、福島県いわき市から透析患者約 400 名が都内に避難されました。この際、東京都区部災害時透析医療ネットワークや東京都医師会等の関係機関が連携して透析医療を確保し、東京都は、宿泊施設や通院手段の確保等の支援を行いました。

東京都では、大規模地震災害等が発生した場合に、透析医療機関が迅速かつ的確な透析医療を行うための標準的な活動内容を示すものとして、「災害時における透析医療活動マニュアル」を平成 9 年に作成し、平成 13 年、平成 18 年の二度にわたり改訂を行ってまいりました。

このたび、東日本大震災での被災地の状況や、透析患者の都内での緊急受入の経験、震災後緊急に実施した都内透析医療機関へのアンケート調査の結果等を踏まえ、「災害時における透析医療活動マニュアル」を見直すこととしました。

改訂にあたりまして、災害対策として強化すべき事項の記載を充実するとともに、災害発生時の対応フロー図や参考様式等の整備を行うなど、より実践的で活用しやすいものとなりました。また、東京都特殊疾病対策協議会腎不全対策部会（部会長：杏林大学名誉教授 長澤俊彦氏）において、今回の改訂内容を協議していただきました。

いつ発生するか分からない災害に対し、透析医療機関、区市町村等の関係機関が十分な備えをしておくとともに、患者自身も災害への意識を高めて準備することが必要です。本マニュアルがその一助になれば幸いです。

平成 26 年 3 月

東京都福祉保健局保健政策部長
高橋 郁美

目 次

本マニュアルの改訂に当たって	1
第1章 災害時の透析医療確保に向けた対策	5
I 平常時の体制	6
1 ネットワークの活動について	6
2 平常時の連携体制	6
3 各ネットワークへのアクセスについて	6
4 平常時の透析医療機関情報	7
II 都内で災害が発生した時の対応	8
1 行政・都内ネットワークの事務局	8
2 災害時における透析医療情報の流れ	8
3 透析医療機関と透析患者の間の連絡	9
4 各機関の受入調整と支援要請	10
5 透析用水について	11
6 避難所における対応	11
III 都外へ支援要請する場合の対応	12
1 搬送患者の情報集約と提供	12
2 受入先自治体との調整	12
3 受入先医療機関等との調整	12
4 搬送体制の確保	13
5 宿泊施設等の確保と調整	13
IV 都外から透析患者の受入要請があった場合の対応	14
1 被災情報の収集等	14
2 受入人数及び患者状況の把握等	14
3 搬送に係る支援	14
4 宿泊施設の確保と調整	14
5 受入先医療機関の調整	14
《参考》 首都直下地震等による東京都の被害想定	16
参考様式1 災害時情報送信票	17
参考様式2 透析患者個人票	19
参考様式3 透析患者情報リスト	21

第2章 透析医療機関の災害対策マニュアル	23
I 平常時からの準備等	24
1 災害対策委員会の設置	24
2 事業継続計画（BCP）の策定	24
3 災害対策マニュアルの作成	24
4 緊急時の施設内連絡網の整備	25
5 協力医療機関との連携	25
6 災害対策マニュアルによる定期的な自己点検等	25
7 防災訓練の実施	25
8 ライフラインの点検と対応について	26
9 透析装置等の転倒防止対策	26
10 緊急時対応物品等の整備と設置	27
11 医薬品・医療器材等の備蓄	27
12 要介護透析患者への支援	27
13 災害時に備えた患者・家族への指導及び連絡の確保	28
14 腹膜透析（CAPD）患者への対応	28
II 災害時の透析医療機関向け活動マニュアル（被災地内）	29
1 透析医療機関の被災度の点検	29
(1) 患者の安全確保	29
(2) 患者等の緊急避難	30
(3) 職員・家族等の安全確認	30
(4) 建物・設備等の点検	30
2 被害情報の収集・伝達	31
(1) 周辺被害状況の把握	31
(2) ライフライン関連被害状況等の把握	32
(3) 情報通信手段の確認	32
(4) 透析可否の判断と連絡	32
(5) 都内ネットワーク及び日本透析医会ネットワークへの連絡	32
3 透析医療の実施	33
(1) 透析可能な場合	33
(2) 透析が不可能な場合	34
(3) 医薬品等の補給	34
(4) 電気、水、燃料等の備え・供給停止時の対応	35
(5) 従事者への配慮	35
(6) 腹膜透析（CAPD）患者への対応	35
(7) 要介護透析患者への支援	35

Ⅲ 被災地外の透析医療機関向け活動マニュアル	36
1 透析患者受入れに向けた連絡調整	36
2 被災地内患者の受入体制の整備	36
3 被災地内患者の受入れ	36
4 従事者への配慮・腹膜透析（CAPD）患者への対応・要介護透析患者への支援	37
5 都外からの透析患者の受入れ	37
第3章 透析患者用マニュアル（防災の手引）	39
I 災害に対する心得・対応	41
1 平常時の心得	41
2 透析を受けていない時の対応	44
3 透析中に災害が起きた時の対応	45
II 腹膜透析（CAPD）を受けている方の留意点	46
1 日頃からの準備	46
2 腹膜透析液交換中、夜間腹膜透析中以外に災害が起きた時	46
3 腹膜透析液交換中、夜間腹膜透析中に災害が起きた時	46
III 災害時の食事と薬の管理	48
1 食事の管理	48
2 薬の管理	51
＜参考＞ 災害時透析患者カード（見本）	53
資料編	57

第1章 災害時の透析医療確保に向けた対策

第1章 災害時の透析医療確保に向けた対策

○本章のポイント○

本章は、災害時の透析医療確保に向けた各機関等の活動について記載しています。

○ 災害発生時の主な活動内容一覧

項目	主な活動内容
透析医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 患者等の安全確保と避難 被害状況の確認及び透析継続の可否判断 *可能な限り透析医療を継続 各ネットワークへの報告・連絡等 通院患者への連絡と調整 協力医療機関への患者受入要請、患者搬送の手配 電気、水、ガス等のライフラインに関する情報収集と対応 医療従事者の健康への配慮 腹膜透析患者、要介護患者への対応
都内ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 各透析医療機関からの情報の集約、被災状況把握 日本透析医会ネットワーク及び都への報告、支援要請 ブロック内及びブロック相互における患者受入調整 他自治体の受入先医療機関との調整 *日本透析医会ネットワークと連携 搬送患者のトリアージ *可能な限り実施
日本透析医会ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 各透析医療機関、各ネットワークからの情報の集約、被災状況把握 透析患者の受入先医療機関との調整 *都内ネットワークと連携
都・地区医師会	<ul style="list-style-type: none"> 各透析医療機関、ネットワークとの情報共有と連携 区市町村、東京都との情報共有と連携
透析患者	<ul style="list-style-type: none"> 災害時透析患者カードの携帯と避難所等における提示 非常時持ち出し品(41頁)の携行 通院先の透析医療機関への連絡と情報収集 透析医療中は医療従事者の指示に従って行動 熱量(エネルギー)の確保、食事と薬の管理
東京都	<ul style="list-style-type: none"> 各ネットワークからの情報収集・被災状況の把握 厚生労働省への報告、支援要請等 区市町村、患者等への情報提供 他自治体への支援要請及び搬送手段の調整 透析用水の確保に向けた調整 都外での災害発生時における情報収集・患者受入判断
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等における患者・家族への情報提供 都福祉保健局、医師会等との連携 緊急時における避難患者支援

※ 平常時の準備・活動等については、6～7頁、24頁～28頁、41頁～43頁を参照してください。

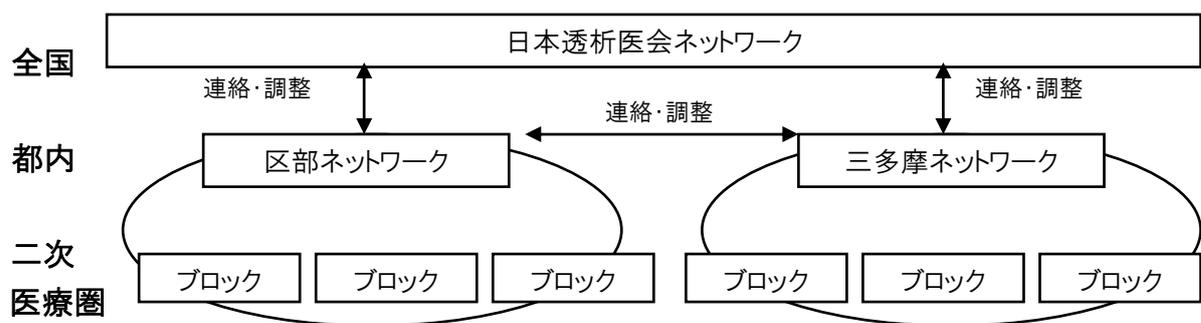
I 平常時の体制

1 ネットワークの活動について

公益社団法人日本透析医会では、災害時における透析医療機関、透析患者の状況把握、及び水・医薬品の確保に向けた情報収集のため、全国的な規模で日本透析医会災害時情報ネットワーク（以下「日本透析医会ネットワーク」）を運営しています。都内には、東京都区部災害時透析医療ネットワーク（以下「区部ネットワーク」）と三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク（以下「三多摩ネットワーク」）があり、特別区と多摩地区での災害対策の準備や啓発活動を行っています（図1）。

区部ネットワーク及び三多摩ネットワーク（合わせて「都内ネットワーク」）は、二次保健医療圏を単位とするブロックで活動を行っています。

図1 ネットワーク関係図



2 平常時の連携体制

東京都福祉保健局（以下「都福祉保健局」という。）と日本透析医会ネットワーク及び都内ネットワークは、災害発生時に互いの機能を最大限に発揮して透析医療が確保できるよう、平常時から連携体制を確立するよう努めます。

透析医療機関は、災害発生時に備え、透析患者の受入先確保のため、医療機関相互に個別の協定を締結する等、連携を強化します。（23頁 第2章参照）。

3 各ネットワークへのアクセスについて

各機関は、平常時から、各ネットワークのホームページや災害時情報送信画面等を確認することにより、いざという時に素早くアクセスができるように備えます。

【各ネットワークのアドレス】

- ・ 日本透析医会災害時情報ネットワーク <http://www.saigai-touseki.net/>
- ・ 東京都区部災害時透析医療ネットワーク <http://www.tokyo-hd.jp/>
- ・ 三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク <http://santama.saigai-touseki.net/>

4 平常時の透析医療機関情報

都内の透析医療機関情報については、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」で検索することができます。

【医療機関情報検索】

- ・ 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

Ⅱ 都内で災害が発生した時の対応

1 行政・都内ネットワークの事務局

大規模な災害が発生した場合、東京都は災害対策本部を設置して対応します。

災害時における透析医療の確保について、東京都及び都内ネットワークは、以下の事務局を窓口として、相互に連携して対応します。

【東京都】福祉保健局保健政策部疾病対策課 *災害対策本部としての組織体制となります。

【都内ネットワーク事務局】

区部ネットワーク：東京女子医科大学腎臓病総合医療センター血液浄化療法科

三多摩ネットワーク：杏林大学病院腎・透析センター

2 災害時における透析医療情報の流れ

各機関との情報通信手段…………… 9頁の表1を参照してください。

災害時の透析医療情報連絡系統図…………… 10頁の図2を参照してください。

【透析医療機関】

透析医療機関は、透析の可否や被災状況等について、災害時情報送信票（17頁参考様式1）の項目を参考にして、メール等で都内ネットワーク事務局に速やかに連絡します。

また、日本透析医会ネットワークの災害時情報送信ページにも入力・送信します。

【都内ネットワーク】

都内ネットワーク事務局は各透析医療機関からの情報を集約して、全体的な被災状況等を把握し、メーリングリスト等により、日本透析医会ネットワーク及び都福祉保健局に報告します。

災害によって都内ネットワークの機能が停止した場合は、区部・三多摩の各ブロックがその機能を代行します。

【都福祉保健局】

都福祉保健局は、都内ネットワーク及び日本透析医会ネットワークから被災状況等の情報を収集し、厚生労働省に報告するとともに、区市町村、報道機関などに情報提供します。各ネットワークが機能していない場合には、区部・三多摩の各ブロック等から情報を収集します。

【区市町村】

区市町村は、都福祉保健局や各医師会等からの情報をもとに、避難所等における透析患者・家族への情報提供を行います。また、地域の透析医療機関の被災情報等の確認に努め、都福祉保健局と情報共有します。

3 透析医療機関と透析患者の間の連絡

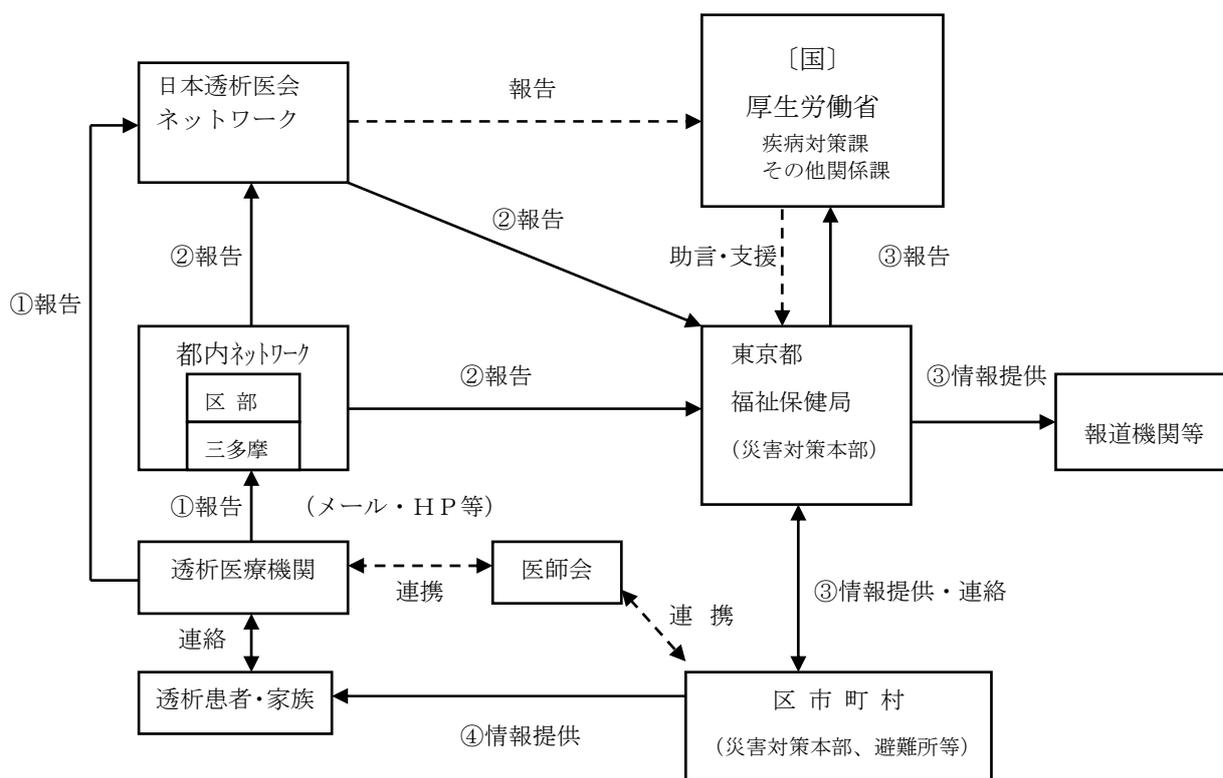
- 透析医療機関は、透析可否等について、自施設の透析患者に連絡します。
透析が可能な場合、透析の実施日時や場所等について患者に連絡します。透析不可能な場合は、個々の医療機関との協力協定や都内ネットワークからの情報に基づき、受入先医療機関を患者に紹介し、受診方法等を指示します。
- 透析患者は、できる限り通院している透析医療機関に連絡して、状況を報告し、必要な情報を得ます。通院先の医療機関が透析不可能な場合は、受入先医療機関や受診方法などの指示を受けます。
- 透析患者は、医療救護所や避難所にいる場合は、医師や管理者等などに透析が必要であることを伝えます。また、通院先の透析医療機関との連絡状況を伝えるとともに、携帯している災害時透析患者カード（53 頁）を提示します。通院医療機関と連絡が取れないなど、透析が受けられない場合は、医師や管理者等に相談し支援を求めます。

表1 各機関との情報通信手段

機 関 名	情 報 伝 達 手 段
区部ネットワークと管轄内医療機関	・区部ネットワークメーリングリスト
区部ネットワーク・ブロック内の医療機関相互	・区部ネットワークメーリングリスト
区部ネットワークと日本透析医会ネットワーク	・区部ネットワーク HP ・日本透析医会ネットワークメーリングリスト
三多摩ネットワークと管轄内医療機関	・携帯メール等 ・三多摩ネットワーク HP
三多摩ネットワーク・ブロック内の医療機関相互	・三多摩ネットワークメーリングリスト
三多摩ネットワークと日本透析医会ネットワーク	・三多摩ネットワーク HP ・日本透析医会ネットワーク HP
都福祉保健局と都内ネットワーク	・区部ネットワーク HP ・三多摩ネットワーク HP ・区部・三多摩ネットワークメーリングリスト
都福祉保健局と日本透析医会ネットワーク	・日本透析医会ネットワークメーリングリスト
都福祉保健局と区市町村	・メール ・電話 ・ファックス ・行政無線

(注) 上記は、平成26年3月現在の情報通信手段です。

図2 災害時の透析医療情報連絡系統図



4 各機関の受入調整と支援要請

- 被災した透析医療機関は、自施設での透析医療の継続が困難な場合、災害時の協力協定を結んでいる医療機関や都内ネットワーク事務局に連絡し、被災状況等を伝えとともに、透析患者の受入要請を行います。
- 患者の受入を要請する際、災害時情報送信票（17頁 参考様式1）の項目を参考にして、都内ネットワーク事務局に被災状況等を連絡します。
また、日本透析医会ネットワークの災害時情報送信ページにも入力・送信します。
- 都内ネットワーク事務局は、収集した情報に基づき、ブロック内での受入調整を行います。ブロック内で調整ができない場合は、ブロック間での調整を行います。さらに、それぞれのネットワーク内での調整が困難な場合は、区部ネットワークと三多摩ネットワークの間で受入調整を行います。
調整の結果、透析医療の確保が困難な場合、都内ネットワーク事務局は、日本透析医会ネットワーク及び都福祉保健局に状況を報告し、支援を要請します。
- 都福祉保健局は、日本透析医会ネットワークHPやメーリングリスト等により情報を収集し、透析医療機関等の受入調整の状況を確認します。収集した情報は、厚生労働省に報告し、透析医療の確保が困難な場合、支援を要請します。
- 災害時の透析医療情報は、各ネットワーク及び都福祉保健局に集約されますが、災害時における医療救護活動の助言等を行う「東京都災害医療コーディネーター」と情報の共有を図り、密接に連携します。
(災害医療コーディネーターについては、資料編74頁参照)

5 透析用水について

- 透析医療用の水道水は、一人1回約200リットル(*)が必要となります。
透析可能な医療機関から区市町村等を通じて支援要請があった場合、都が応急給水のための調整を行うなど、供給確保に努めます。

* RO水の場合：120～150リットル

6 避難所における対応

- 区市町村が設置する避難所では、避難者名簿を作成する際に透析患者（災害時要援護者）を把握します。介護等の支援が必要な透析患者については、二次避難所（福祉避難所）に搬送するよう努めます。
- また、区市町村は、避難所に設置された相談窓口において、医療をはじめとする生活上の相談に対応し、治療や食事療養に必要な支援を行います。医療救護を必要とする場合は、最寄りの医療救護所や受入可能な透析医療機関へ搬送します。

Ⅲ 都外へ支援要請する場合の対応

ここでは、都が他の自治体に対し、透析医療の確保について支援要請する場合の方法などを記載しています。

1 搬送患者の情報集約と提供

- 透析医療機関は、搬送する患者の透析患者個人票（19 頁 参考様式 2）を作成し、都内ネットワークの各事務局に、メール等の使用可能な通信手段により連絡します。都内ネットワークは、収集した情報を都福祉保健局に報告します。都福祉保健局は、患者情報をリスト化し、受入先自治体へ提供します。（21 頁 参考様式 3）
- 災害により都内ネットワークの機能が停止した場合、都福祉保健局は、各ブロックから透析患者個人票を収集するか、または患者の保有する透析患者カードを集めるなどして、患者リストを作成します。
- 都福祉保健局と区市町村は相互に連絡を取り合い、情報の共有に努めます。

2 受入先自治体との調整

- 都福祉保健局は、都内での透析医療確保が困難であると判断した場合、厚生労働省に報告するとともに、他の地方自治体に患者受入れを要請します。
また、近隣県の被災状況や搬送経路等を踏まえ、患者受入れの候補地となる自治体との調整を行います。

3 受入先医療機関等との調整

- 都内ネットワークの各事務局は、都福祉保健局からの連絡等に基づき、日本透析医会ネットワークと連携して、受入先自治体の医療機関との調整を行います。
- 都内ネットワークの各事務局は、可能であれば搬送前に、各医療機関から収集した透析患者個人票（19 頁 参考様式 2）に基づき、透析の緊急度やADL（日常生活動作）の状況に応じてトリアージを行います。
- 搬送前のトリアージが困難な場合には、受入先自治体等でトリアージを行います。なお、受入先でのトリアージに協力するため、医療スタッフの同行を検討します。

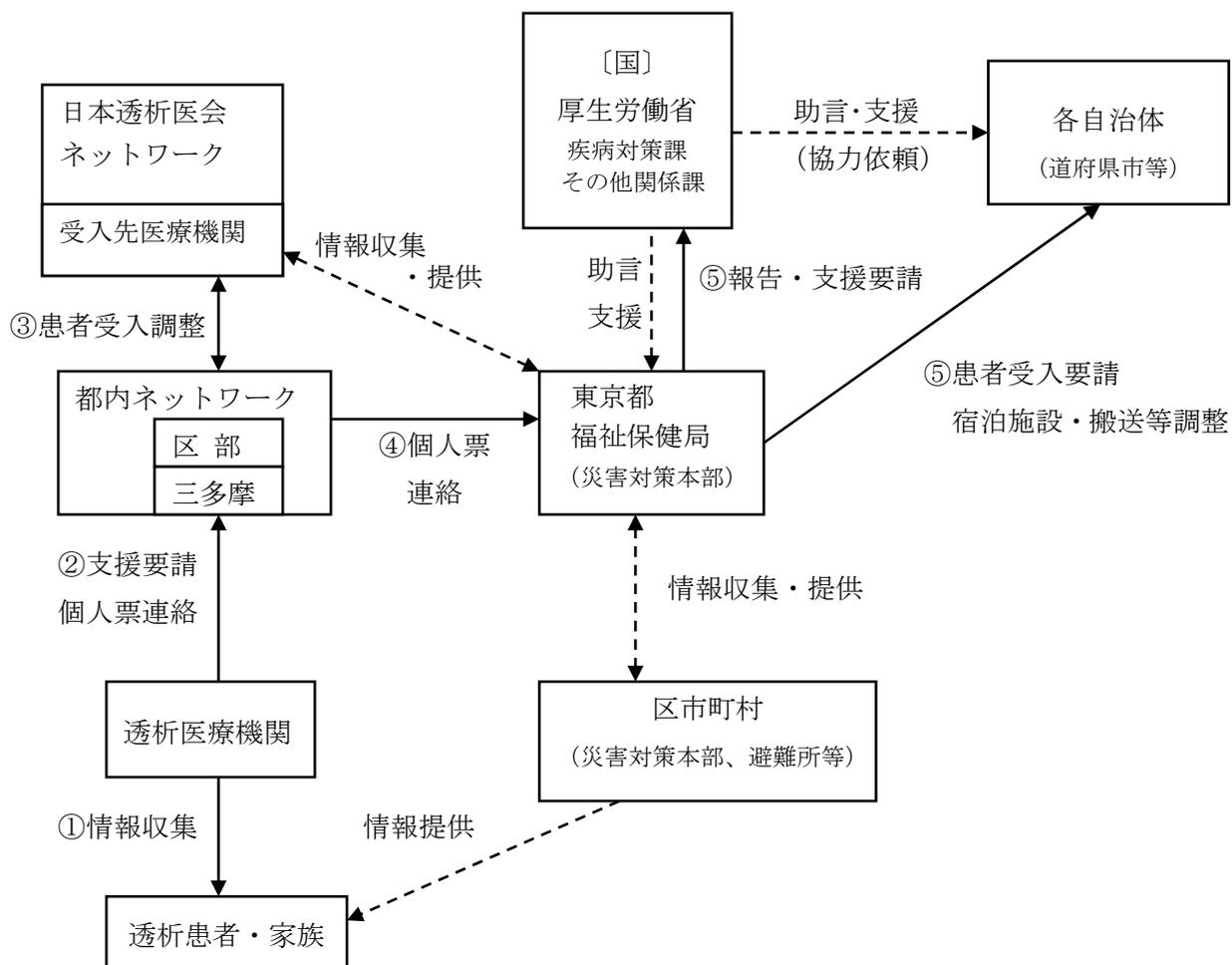
4 搬送体制の確保

- 都福祉保健局（災害対策本部）は、他道府県に透析患者を搬送するため、警察・消防・自衛隊その他搬送関係団体や民間事業者等と連携し、搬送手段の確保に努めます。
- また、必要に応じて、災害時の応援協定等に基づき、各自治体に搬送支援を要請します。

5 宿泊施設等の確保と調整

- 都福祉保健局は、都内ネットワークの各事務局によるトリアージの結果を踏まえ、介護者、医療スタッフを含めた同行者リストを作成し、受入先自治体に宿泊施設の確保を依頼します。また、介護者や医療スタッフの確保ができない場合は、受入先自治体等にスタッフ確保等を要請します。

図3 災害時における透析医療確保の支援要請の流れ



IV 都外から透析患者の受入要請があった場合の対応

1 被災情報の収集等

- 都福祉保健局は、大規模災害が発生した場合、速やかに被災情報を収集します。
- 都福祉保健局は、被災自治体からの透析患者の受入要請に備え、都内ネットワーク等と調整しながら、受入可能な透析医療機関の情報把握を行います。

2 受入人数及び患者状況の把握等

- 被災した自治体から、都福祉保健局に患者受入の要請があった場合、透析患者の人数と病態、医療スタッフ同行状況、家族・介護者も含めた総人数等の情報を収集します。
- 都福祉保健局は都内ネットワークや日本透析医会ネットワークと調整し、都内での受入が可能かどうか判断し、被災自治体に連絡します。

3 搬送に係る支援

- 都福祉保健局は、災害時の応援協定等に基づき、被災自治体から搬送に係る支援要請があった場合、関係機関等と調整して搬送支援に努めます。

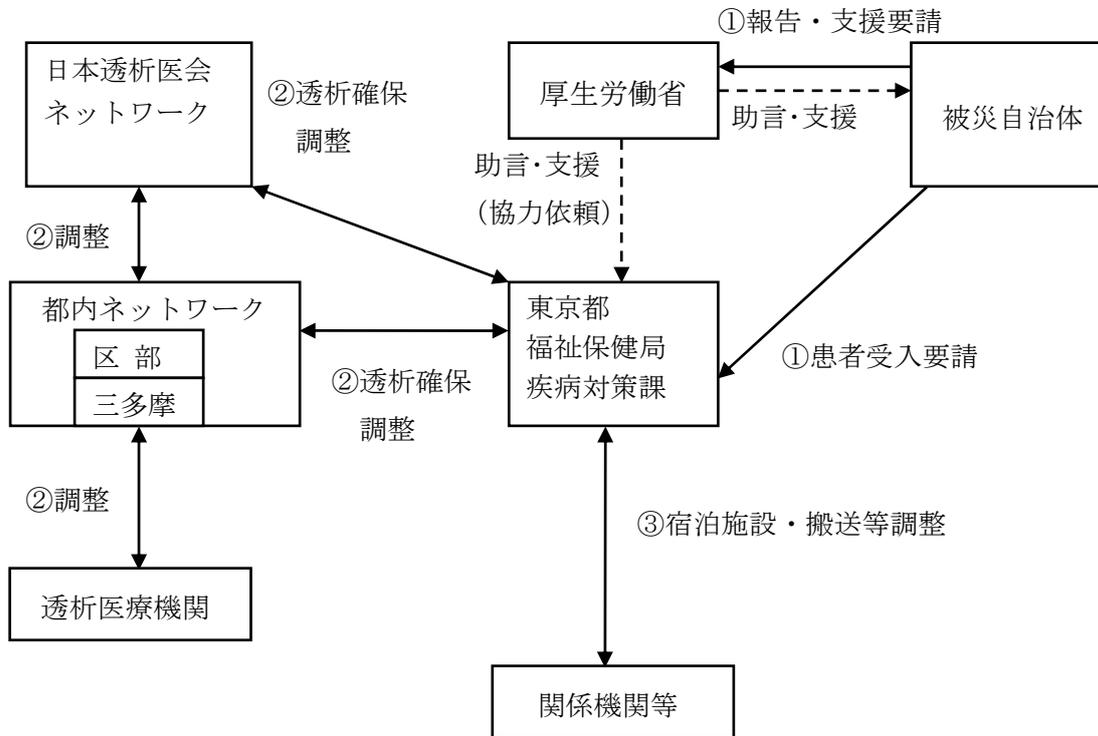
4 宿泊施設の確保と調整

- 都福祉保健局は、被災地から透析患者個人票（19頁 参考様式2）あるいは透析患者情報リスト（21頁 参考様式3）を可能な範囲で事前に受け取り、関係機関等と調整して宿泊施設の確保を行います。
- 都福祉保健局は、患者、介護者、医療スタッフの把握を行うとともに、都内ネットワーク各事務局がトリアージを行うための一時集合場所を確保し、宿泊施設の割り振りと、緊急（当日）に透析が必要な患者の医療機関への搬送を行います。
その際、被災地からの患者リストあるいは一時集合場所において都内ネットワーク各事務局が行うトリアージの結果を踏まえ、患者情報を整理します。

5 受入先医療機関の調整

- 都福祉保健局は、被災地からの受入れが可能と判断した場合、透析医療の確保について、都内ネットワーク各事務局へ連絡します。
- 都内ネットワークの各事務局は、被災地から同行した医療スタッフと連携して、緊急性のある患者や入院の必要な患者のトリアージを行うとともに、受入可能な透析医療機関を調整します。事務局のみでの対応が困難な場合は、必要に応じて区部・三多摩それぞれのブロックに応援を要請します。
- 都内ネットワークの各事務局は、都福祉保健局が確保した宿泊施設からの通院等も考慮し、透析医療機関の受入れを調整します。

図4 都外からの透析患者の受入要請等の流れ



《参考》

首都直下地震等による東京都の被害想定

	【首都直下地震】		【海溝型地震】	【活断層発生地震】
	東京湾北部	多摩直下	元禄型関東	立川断層帯
規模	M7.3	M7.3	M8.2	M7.4
発生時刻等	冬の夕方18時・風速8m/秒			
建物被害（全壊）	116,224棟	75,668棟	76,465棟	35,407棟
出火件数	811件	544件	552件	308件
焼失棟数	201,249棟	65,770棟	114,534棟	53,302棟
上水道断水率	34.5%	36.9%	45.2%	13.3%
死者	9,700人	4,700人	5,900人	2,600人
負傷者	147,600人	101,000人	108,300人	31,700人

*M（マグニチュード）とは

M（マグニチュード）は、地震のエネルギー規模を表す単位です。東日本大震災はM9.0、阪神・淡路大地震を引き起こした兵庫県南部はM7.2でした。

Mが0.2大きくなると地震のエネルギー規模は約2倍に、また、Mが1大きくなると約32倍になります

首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成24年4月18日公表）より

災害時情報送信票

年 月 日 午前・午後 時現在

施設名			
登録担当者名		連絡方法	※電話、メール等
都道府県名	東京都	区市町村名	
透析の可否	1 未確認 2 透析可 3 透析不可 ※○で囲んでください。		
施設被災の有無	1 未確認 2 被災有 3 被災無 ※○で囲んでください。		
被災状況	1 施設部分破損 2 施設半壊 3 施設全壊 4 停電 5 断水 6 ガス使用不可 7 多人数用透析液供給装置使用不可 8 末端装置使用不可 9 個人装置使用不可 10 水処理装置使用不可 11 その他装置被災 ※○で囲んでください。(複数選択可) ※被災がない場合は選択不要です。		
主な不足物品	ダイアライザ： _____ 人分 血液回路： _____ 人分 透析液原液： _____ 人分		
その他の不足物品 及び連絡事項等	※上記の項目に含まれない情報(必要物品, ボランティア要請, 等々)を記入してください。ボランティア要請の場合には、患 者監視装置のメーカー名をはじめ業務内容や条件等できるだ け具体的に記述してください。		
血液透析要請	年 月 日： _____ 人 年 月 日： _____ 人 年 月 日： _____ 人		
患者移動手段	1 移送不要 2 一般車 3 救急車 4 警察車両 5 自衛隊車両 6 病院車 7 船舶 8 航空機 9 移動手段なし ※○で囲んでください。(複数選択可) ※移送に関する情報がない場合は選択不要です。		
CAPD受入れ	1 未確認 2 受入可 3 受入不可 ※○で囲んでください。 (受入可の場合→) 受入可能人数： _____ 人		
CAPD対応可能システム	1 バクスター 2 テルモ 3 JMS 4 日機装 ※○で囲んでください。		
透析室貸出し可能	① _____ 床 ② 曜日と時間帯 _____ ※空き時間等を利用して透析室を貸し出せる場合の透析室床数 を入力してください。透析室を借りる施設はスタッフと患者、 場合によってはダイアライザなどを持参して透析を行うため の項目です。		
血液透析受入れ可能	年 月 日： _____ 人 年 月 日： _____ 人 年 月 日： _____ 人		
ボランティア派遣可能	医師： _____ 人 臨床工学技士： _____ 人 看護師： _____ 人		

透析患者個人票						No.	
氏名		性別	男・女	生年月日	T・S・H	・ ・ (歳)	
住所	〒						
電話番号	自宅		携帯				
病名(腎不全以外の病名も記載)							
通院していた病院の所在と名称							
	区 町 市 村		病院名				
従来の透析回数		週	回	最終透析日	月	日(透析時間)	時間
DW	kg	感染	HB Ag(), HCV(), HIV(), 梅毒、その他		血液型	(+, -)	
家族等付き添い		有・無	氏名		続柄		
ADLについて (○をする)		1	移動(全介助 一部介助 自立)			車椅子 : 有・無 使用状況	
		2	食事(全介助 一部介助 自立)				
		3	排泄(全介助 一部介助 自立)				
		4	入浴(全介助 一部介助 自立)				
通院について (○をする)		1	公共交通機関を使って自力で通院できる。				
		2	介助があれば公共交通機関を使って通院できる。				
		3	介助があっても公共交通機関では通院できない。				

第2章 透析医療機関の災害対策マニュアル

第2章 透析医療機関の災害対策マニュアル

○本章のポイント○

- 1 本章Ⅰは、透析医療機関の平常時からの準備に係る標準的なマニュアルです。
- 2 本章Ⅱは、大規模な被害が発生した地域で、建物や透析設備に相当の被害を受けた透析医療機関の標準的なマニュアルです。
- 3 本章Ⅲは、被災を免れた地域にある透析医療機関において、多数の患者さんの受入れ等を行うための支援透析医療に係る標準的なマニュアルです。
- 4 これらのマニュアルを参考にして、災害対策委員会（24頁参照）等で医療機関の状況に応じたマニュアルを作成しましょう。

I 平常時からの準備等

1 災害対策委員会の設置

- 透析医療機関は、管理者を委員長とする災害対策委員会を設置して、災害対策を一元的に検討・決定することが望まれます。災害対策委員会を定期的を開催し、防災情報の更新、患者及び職員の教育、防災訓練の実施などの活動を行うとともに、委員会での決定事項は全職員に周知して、日頃から防災意識を高めておきます。

2 事業継続計画（BCP）の策定

- 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画のことです。
- 災害が発生して医療機関が被害を受けた場合、平常時の人員や環境を前提とした業務を行うことができない場合があります。災害時に優先して遂行する業務を事前に決めておき、限られた人員、資源を効率的に投入できるようにするため、医療機関ごとにBCPを策定しておきます。
- BCPの策定に当たっては、病院の業務に著しい損害を与えかねない重大被害を想定して、継続すべき重要業務を絞り込み、必要となる人員、施設設備、資源、情報の洗い出しを行うことが重要です。

3 災害対策マニュアルの作成

- 透析医療機関は、事業継続計画（BCP）の他に、災害対策委員会において災害対策マニュアルを作成しておきます。マニュアルでは、施設の実態に合わせ、以下の項目について具体的に記載します。

また、マニュアルを周知するため、施設内の目立つ場所に掲示しておきます。

① 指揮系統の確立

（管理者が被災して役割を果たせない場合等に備え、あらかじめ管理者の代理を複数人決めておきます。また、各職員が災害時に果たすべき役割や施設内の担当する場所を定めておくようにします。）

- ② 患者、透析医療機関、都内ネットワーク各事務局、行政機関との情報伝達手段の確立
- ③ 情報の収集・提供及び指示伝達の流れの確認
- ④ 患者搬送手段の確保
- ⑤ 防災の観点による建物、透析設備の見直し
- ⑥ 災害時の電気・水・燃料・医薬品・医療資器材・食料などの確保
- ⑦ 防災訓練の実施や防災教育等

4 緊急時の施設内連絡網の整備

- 透析医療機関は、災害発生時に直ちに必要とする職員を参集するため、緊急連絡網を整備しておく必要があります。大災害時には、通常の連絡手段が使えない場合を想定して、「連絡のつかない場合は病院に参集する」「災害用伝言サービスを利用する」などと決めておくことが大切です。
- 災害時の連絡先（以下①②③）や連絡方法について、全職員に周知しておきます。
 - ① 提携した協力医療機関、日本透析医会ネットワーク、区部ネットワーク、三多摩ネットワーク
 - ② 医療機能を維持するために必要な電気・水・燃料・医薬品・医療資器材・食料などの調達先
 - ③ 区市町村、保健所、地区医師会、都福祉保健局、消防・警察機関等
- 停電や通信規制に備えて、通信手段を複数確保しておく必要があります。
【例】災害時優先電話、インターネット（IP電話、電子メール、SNS等）、ファックス、衛星携帯電話など
- 管理者や医師、スタッフ等必要な職員についても、携帯電話・スマートフォン、災害時優先携帯電話や衛星携帯電話等の多様な連絡手段を用意しておきます。
- 災害用伝言サービス（伝言ダイヤル171、伝言板web171など）についても、災害時に活用できるよう、体験利用等を実施して準備をしておきます。
*詳細は、NTT及び携帯各社のホームページ等で確認しましょう。

5 協力医療機関との連携

- 透析医療機関は、災害時に透析が不可能となった場合に備えて、協力医療機関として、複数の透析医療機関と協定等を締結することより連携するなど、相互の応援や協力体制について取り決めておきます。
- 災害時の協力医療機関については、透析患者にも情報提供しておきます。

6 災害対策マニュアルによる定期的な自己点検等

- 透析医療機関は、作成した災害対策マニュアルに基づき、施設や設備の定期的な自己点検を行います。
- ボランティアの受入れについて、その職種と依頼する業務内容などを検討しておきます。

7 防災訓練の実施

- 透析医療機関は、災害発生時に安全に避難し、迅速に医療活動を実施できるようにするため、職員や患者等を対象にした防災訓練を定期的の実施します。
- 透析患者用のマニュアルを作成し、非常口など避難経路・方法、避難場所等に関して、患者に情報提供しておきます。

- 被災時、その程度に応じて、通常の方法による透析の終了や緊急離脱ができるよう、その判断を行う担当者をあらかじめ決めておき、判断の基準や手技の統一を行い、実施する職員を訓練しておきます。
- 地震の揺れやスプリンクラーの作動を考慮した透析機器の点検を行っておく必要があります。
- 日頃から安全確保に留意した透析技術の向上に努め、職員全員が設備、機器などの取扱いを習熟するようにしておきます。

8 ライフラインの点検と対応について

- 透析医療機関は、電力会社、水道局、ガス会社、区市町村などと災害時の対応の確認を行い、臨時供給などの程度の応急支援が受けられるのか、おおよその状況を把握しておくことが必要です。ただし、災害の規模によっては全く供給が受けられない場合があることも認識しておかなければなりません。
- 平常時から医療機能の維持に必要な電気、水道、燃料などの施設・整備などの点検を、ビル所有者などの協力を得た上で定期的実施しておく必要があります。また、火災警報やスプリンクラー、エレベーターなど一般的な災害に備えた防災機能についても定期的に点検して、問題があればその改善を図ります。
- 点検の結果、必要があれば、可能な限り早期に改修工事を実施し、耐震性の確保を図るとともに、患者等の安全確保に努めます。また、ビル内診療所などでは、所有者等と相談・調整して改修工事を実施します。
- 電力会社、水道局等の担当部門やビルの所有者等と相談し、電源車や給水車から建物設備への供給方法を確認するなど、災害時の透析用電力・水等の確保方法について検討しておきます。
- 自家発電機等の非常用電源を確保し、停電時にある程度対応できるようにします。

9 透析装置等の転倒防止対策

- 透析医療機関は、大型医療機器（RO装置、透析液作成装置）の揺れによる損傷や転倒を防止するために装置をしっかりと固定するか、免震装置の上に設置します。
- ベッドサイドの透析装置は、キャスター付きの架台に設置し、キャスターはロックしないでフリーにしておきます。
- ベッドについては、キャスター付きベッドを使用し、患者が振り落とされないように、キャスターはロックしておきます。
- 透析用給水に用いられる塩化ビニル管は破損しやすいので、接続部分をフレキシブル管に変更しておきます。

1 0 緊急時対応物品等の整備と設置

- 透析医療機関は、停電時用懐中電灯、情報収集用携帯テレビ又はラジオ、患者誘導用ハンドマイク、スタッフ用ヘルメットなどの用品をすぐ取り出せる場所に収納し、スタッフに周知しておきます。
- 透析中の災害発生時で、火災などにより透析の中止や透析機器からの緊急離脱が必要な場合に備え、透析終了後あるいは緊急に離脱するための必要物品（はさみ、鉗子、止血バンド、ガーゼ、絆創膏等）を透析中は常にベッドサイドに用意しておきます。
- 透析患者の透析室からの避難時に備え、患者名簿、救急処理物品（血圧計、ガーゼ、絆創膏、救急薬品等）を事前に整備し、持ち出せるようにしておきます。
- デスクトップ型のパソコンは、転倒や他の落下物に埋没しやすく災害初期に使用できないことも多いため、ノート型、モバイルなども準備しておく必要があります。
- 食事の手配、寝具、休息室の確保について定めておきます。特に、被害が大きいほど対応が長期化し、その必要性も増していきます。
- 建物の安全確認と復旧には、施設やビルなどの設計図・配管図などが重要になるので、避難訓練などのときに設計図の所在や内容等を確認したり、ビル所有者等に連絡をとり、図面等を確認しておきます。

1 1 医薬品・医療器材等の備蓄

- 透析医療機関は、ダイアライザー・回路等の透析器材、透析液、透析に必要な薬品について、可能な限りの備蓄に努めるようにします。
- 災害発生時の医薬品、医療器材等の調達方法について、取引メーカー、卸会社、薬局等とあらかじめ協定等を締結し、対策を講じておきます。

1 2 要介護透析患者への支援

- 視力障害や歩行障害等の合併症のため、行動が著しく制約される患者に対しては、患者の連絡手段の確保と安全対策などを特に配慮します。
- 患者の介護者などの連絡先等を確認しておくとともに、災害時の安否確認の方法、介護者の確保等の対応について、患者、家族及び区市町村と十分に打ち合わせしておきます。
- 入院可能な施設と事前に緊急時災害協定を結ぶように努め、その施設への搬送方法等を検討します。

1 3 災害時に備えた患者・家族への指導及び連絡の確保

- 透析医療機関は、以下について患者・家族等によく伝えておきます。
 - ① 災害時は、基本的に自助努力が原則であること、都・区市町村等の公的機関や地域住民による支援が始まるまで時間がかかること
 - ② 避難所等で自ら透析患者であることを申し出ること
 - ③ 医療機関との連絡方法やかかりつけ医以外で透析を受ける場合に備えて、透析患者カードを携帯すること。なお、透析条件等の記載内容に変更があった場合には、新しい内容に書き換えること
 - ④ 緊急時の透析医療機関への連絡手段
 - ⑤ 災害時、透析間隔が開いてしまう場合の生活上の注意点。特に通常の治療食がとれない場合に備えて、避難所での配給食のうち食べてよいものといけないものなど
- 透析医療機関は、災害時の透析施行が可能か否かを知らせるため、患者・家族等の緊急連絡先を把握しておくことが大切です。日頃から、患者や家族等とのコミュニケーションを図るようにしておきます。

1 4 腹膜透析（CAPD）患者への対応

- CAPDは、通常月1、2回程度の通院以外は在宅で行う治療法であるため、各透析医療機関は、患者の実情に応じて、通院時の患者指導のほか、腹膜透析液などのCAPD物品を患者宅に納品するメーカーとの情報交換等を行い、患者への物品の供給に支障を来さないように協力体制をつくります。
- 患者に対し、災害時にもメーカーと連絡が取れるようにすることを指導しておきます。
- 患者に対し、避難所ではCAPD患者であることを申し出て、バッグ交換を行う場所や電源確保について避難所のスタッフに相談するよう指導しておきます。

Ⅱ 災害時の透析医療機関向け活動マニュアル（被災地内）

ここでは、被災地域の透析医療機関を対象として、被災時の透析医療実施に当たって透析従事者が配慮すべき事項などを記載しています。

1 透析医療機関の被災度の点検

(1) 患者の安全確保

- 透析従事者は、地震で揺れの続く間は、自らの安全を確保するよう努めます。
- 揺れの続く間は、患者にベッドの端やベッド柵を押さえること、布団をかぶって頭部を守ることなどを日頃から患者等に伝えておきます。
- パニックを起こしそうになっている患者に対しては、状況に応じて、患者に寄り添うなど、落ち着かせるようにします。
- 停電や断水などが発生した場合、自家発電装置のない施設では、患者監視装置が停止してしまうため、体外に出ている血液が凝固する前に、迅速にバッテリー電源への切り替えを行います。

バッテリー電源への切り替えが自動的に行われない機械があることから、平常時より落差回収法、ポンプ手動回収法などに慣れておくことも大切です。

- 建物の被害状況、火災、有毒ガスの発生、津波情報などを確認し、透析の中止及び患者の避難の必要性について適切な判断が下せるようにします。
- 災害発生時の責任者をあらかじめ決めておき、明確な指示を出せるような体制をつくっておきます。責任者は被害状況の把握をするとともに、患者等に必要な情報を提供します。
- 施設内で死亡者・負傷者が発生していれば、その状況や重症度に応じて迅速かつ的確にトリアージを行い、緊急性の高い処置を最優先します。
- 透析室に勤務する職員は、まず透析室の安全確認を行います。安全確認ができ次第、他部署と連携し、施設内全体の状況把握に努めます。

なお、災害対策本部を立ち上げた透析医療機関では、それぞれの部署ごとに状況を報告し、本部で全体の状況把握が可能になるようにします。

(2) 患者等の緊急避難

- 地震発生時に、あわてて建物の外へ飛び出すと、倒壊した壁などの下敷きになって負傷する危険があります。まず、施設や屋外の被災状況を確認し、避難すべきかどうか判断します。必要に応じて、近隣の学校施設など避難所の状況確認も行います。また、施設内に退避スペースが十分確保できるのかも確認します。
- 建物等の倒壊、火災、有毒ガスの発生、津波等により、患者を緊急に透析機器より離脱させる場合には、あらかじめ定めた災害対策マニュアルに基づき、迅速に安全な場所へ避難します。

また、現状で建物が倒壊していない場合でも、引き続き発生する余震を想定し、避難の要否を判断します。

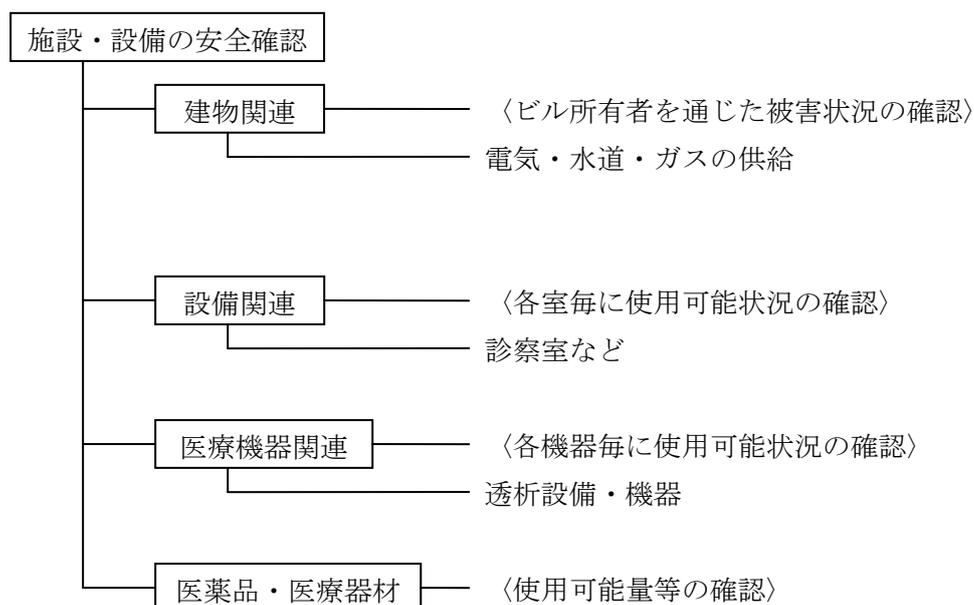
(3) 職員・家族等の安全確認

- 大規模な透析医療機関では、必要に応じて速やかに施設内に災害対策本部を立ち上げ、状況把握に努めます。
災害発生時には、管理者等が、在院している職員の状況を確認し、勤務可能な人員を職種別に把握します。
- 管理者は、勤務時間外に災害等が発生した場合には速やかに施設に向かいます。
- 勤務明け職員あるいは休暇中の職員などの非勤務者には、緊急連絡網などにより連絡し、自宅、家族などの安全確認後、勤務するように指示します。しかし、災害発生後は緊急連絡網での招集ができない場合もあるため、災害発生時の出勤ルールを決めておくことも重要です。
- 災害対応において最も重要な発生初期は、在院中の職員のみで対応することが求められます。

(4) 建物・設備等の点検

- 透析機器の他、電話、パソコンなどの通信機器等の作動状況を直ちに確認します。
- 建物及び電気、水道、ガスなどのライフライン関連設備の被害状況を把握するようにします。しかし、大地震の場合、大きな揺れにより、被害が建物・施設全体で発生することもありますので、断水、電気系統や排水設備への影響など、全体の被害に注意を払います。
- 電気、水道等のライフラインが供給停止状態にあるときは、各供給事業者や区市町村等から情報収集し、復旧の目途や応急支援について確認します。
- 医薬品、医療資器材の使用可能量等を確認し、不足する場合は、日頃から提携しているメーカーに連絡します。
- 施設全体の被害状況を見極めた上で、透析再開を目指すか、「日本透析医会ネットワーク」などに要請して広域的な支援を受けることを検討するか方針を立てるようにします。

図8 施設の安全確認



2 被害情報の収集・伝達

(1) 周辺被害状況の把握

- 施設周辺の被災情報を収集するとともに、自治体や事業者からの災害広報（広報車や防災行政無線による一斉放送など）に注意します。避難勧告や指示、誘導があった場合は、従うようにします。また、必要な情報を収集する担当者をあらかじめ決めておくことで、迅速な情報収集が可能となります。
- 情報収集の担当者は、周辺道路の被害、通行、渋滞状況や周辺の建物の倒壊や火災の発生・延焼の危険性、近隣の公的避難所等などの情報を収集し、速やかに管理者に報告します。
- 自治体は、大地震などの災害時、リアルタイムで増える情報を処理し、それらに対処するなど対応に追われます。このため、自治体からの情報だけに頼らず、自ら積極的に情報収集する必要があります。
- 建物倒壊や火災延焼の危険等がある場合などは、患者や職員を安全かつ迅速に近隣の公的避難所等に避難させるようにします。

(2) ライフライン関連被害状況等の把握

- 透析医療機能を維持するのに必要な電気、水、燃料等の被害状況を確認し、復旧の可能性を判断します。特にビル内診療所では、ビルの所有者と協力して、設計図・配管図などにより状況を詳細に調査・検討します。水の被害などは、ビル内の一箇所では留まらないことも多くあります。大規模災害の場合、被害が複合的に発生することに注意が必要です。
- 電力・水等の供給についても、各事業者や行政機関から情報収集し、対応を決

定します。

- これら様々な情報を十分に収集し整理した上で、透析可否の判断を行います。

(3) 情報通信手段の確認

- 都、区市町村、都内ネットワーク各事務局、医師会、消防機関、医療機器等メンテナンス業者等、関係機関との連絡手段として、電話一般回線、災害時優先電話・公衆電話・携帯電話、携帯メール、ファックス、インターネットなどの使用可能な通信手段を確認します。どの手段も十分に使用できない場合は、徒歩・自転車などの手段も考慮します。

(4) 透析可否の判断と連絡

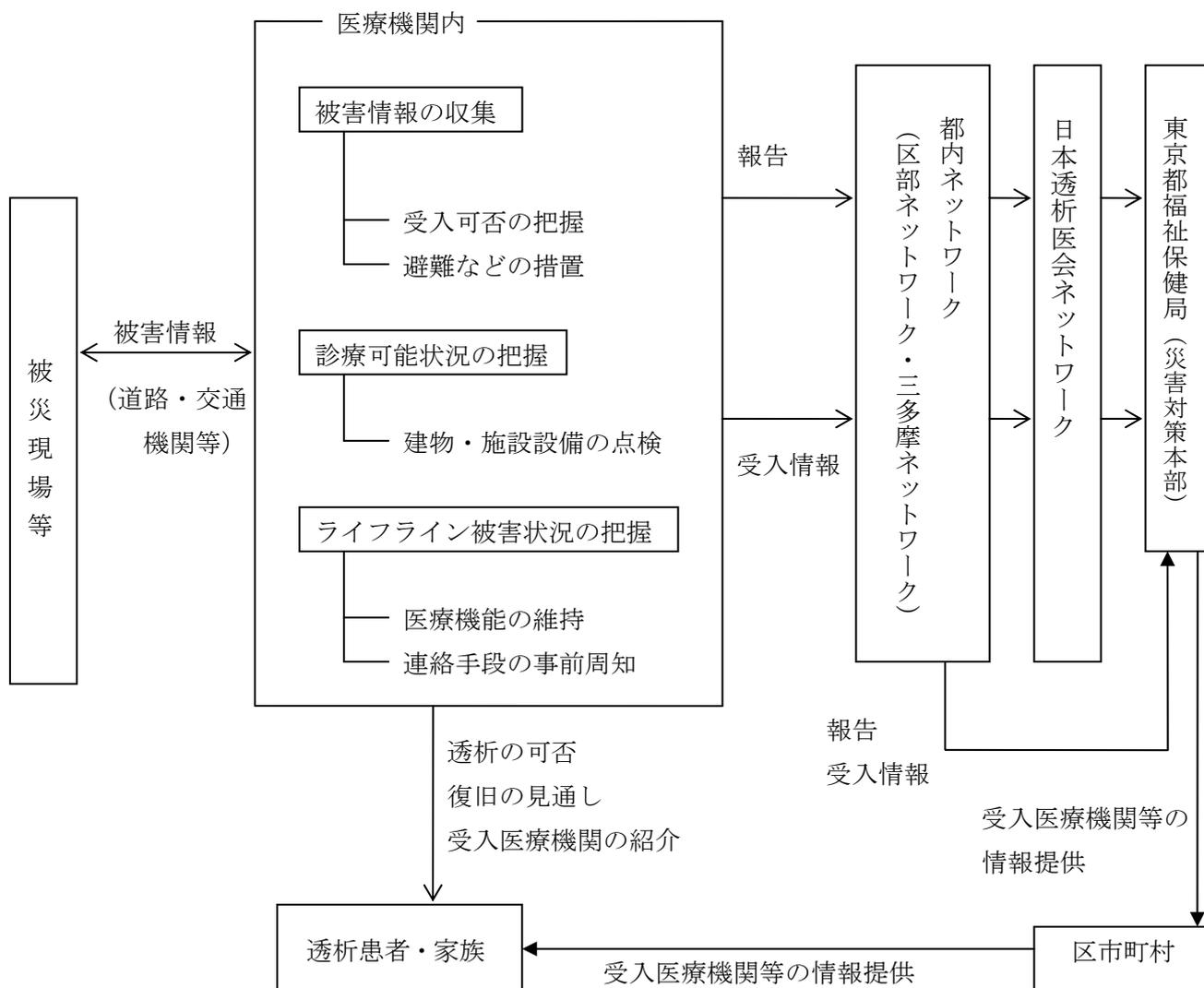
*透析医療の継続については次頁を参照

- 施設の被害状況、復旧の可能性などを見極め、透析医療の可否を判断することが求められます。
- 施設管理者は、建物や設備などの被害状況、医師、看護師など参集職員を勘案し、施設の透析能力を確認します。
- 透析可能な場合には、使用できる通信手段を使って、患者に対し、施設の状況や透析日程の変更の有無などを迅速に連絡します。
- 災害発生時は通信網が混乱し、医療機関から患者一人ひとりに直接連絡するのが不可能な場合もあります。日頃から、患者等との間で、災害時の連絡方法について話し合っておきます。

(5) 都内ネットワーク及び日本透析医会ネットワークへの連絡

- 透析医療が可能となる等、状況が変化した場合は、都内ネットワーク各事務局又は各ブロックに報告します。
- 電話のみに頼らず、インターネット、あるいは防災無線、携帯電話によるメールなども含め、そのとき使用可能な通信手段を臨機応変に活用して都内ネットワーク各事務局又は各ブロックに可能な限り現況を報告するなど、連絡が途絶し、孤立化しないようにします。
- 都内ネットワーク各事務局又は各ブロックは、透析医療機関から収集した情報を都福祉保健局及び日本透析医会ネットワークに連絡します。
- 都福祉保健局は、都内ネットワーク各事務局又は各ブロックから収集した情報を区市町村に周知します。
- 透析医療機関から患者に連絡が取れない場合は、都からの情報を基に、区市町村が避難所等において患者への情報提供を行います。
- 災害時には電話番号や連絡先一覧などの情報の紛失が予想されることから、非常持ち出し袋に防水処置をして入れておくなどするとよいでしょう。

図9 診療可能状況等の把握



3 透析医療の実施

透析医療機関は、災害時でも可能な限り透析医療を継続する必要があります。

(1) 透析可能な場合

- 大規模な災害が発生した場合、多くの透析施設が被災するため、透析可能な施設には、患者が集中することも考えておかなければなりません。
- 透析医療を受けるために来院した患者には、施設の能力と患者の緊急性を考慮した上で、可能な限り透析を行うようにします。
- 透析患者カードを携帯している場合は、災害時で詳細な対応は難しくとも可能な限り透析患者カードの内容に従い、携帯していない場合は、体格から予想して、ダイヤライザーの大きさ、ヘパリンの量などを考慮して透析を行います。
- 緊急性が低い患者に対しては、自施設の透析対応能力を検討しながら、場合によっては、説明のうえで、他の透析医療機関を紹介します。その場合、紹介先の透析医療機関に連絡して受入れを依頼するとともに、患者搬送の手配をします。

- 普段通院している患者には、次回の予定を十分に説明します。急な予定変更があっても、患者が避難所にいるような場合には連絡がとれない可能性もあります。どの避難所に誰がいるかを把握し、避難所ごとに患者の代表者を決め、急な変更などを伝達する手段を考えておきます。
- 伝達手段としては、避難所に設置される災害時電話等の活用や地域の保健師、行政機関との連携などが考えられます。
- 普段通院している施設の支援のないままに、患者が自分の判断で透析の支援を受けに来た場合、透析を実施している間にその患者の普段通っている施設に連絡をとる努力をします。その患者の通っている施設も患者の状況がわからず探している可能性があります。家族状況・居住地・親戚の状況などを含めて患者と相談し、次回の透析をどこで、いつ、どうするかを詳細に決めます。
- 患者の帰宅時には、安全確保に十分な配慮をします。自力で透析に来た患者の場合、家族への連絡や出迎えの必要性、また被災して崩壊した街中へ帰してよいかどうかについても、収集した情報等を基に考慮する必要があります。

(2) 透析が不可能な場合

- 透析が必要な患者への応急処置として、カリウム吸着薬などの処方、あるいは電気が通じていれば溢水防止のためのECUM (extracorporeal ultrafiltration method, 限外濾過法) による除水を考慮しておきます。
- あらかじめ決めておいた協力医療機関での受入れが困難な場合は、受入れを要請する患者の透析患者個人票 (19 頁 参考様式 2) を作成し、都内ネットワーク各事務局へ支援を依頼します。
- 都内ネットワーク各事務局は、緊急性のある患者や入院が必要な患者のトリアージを行い、都内で当日受入可能な医療機関を選定し、斡旋します。
- 受入れにあたり、搬送や避難所の確保が必要な場合は、都内ネットワークの各事務局は情報を集約し、都福祉保健局に支援を要請します。
- 透析医療再開の時期の見通しなど分かり次第、患者に伝えるようにします。実際に透析医療を再開する場合は、都内ネットワークの各事務局へ報告するとともに、関係機関等にも連絡します。

(3) 医薬品等の補給

- 災害発生時の医薬品、医療用器材等については、必要に応じて備蓄用の医薬品等を活用します。
- 医薬品・医療用器材が不足し、従来の供給ルートからの供給が期待できない場合は、日本透析医会ネットワークの活用や、区市町村を通じて都福祉保健局に対する支援要請をします。

(4) 電気、水、燃料等の備え・供給停止時の対応

- 診療機能を維持するため、備蓄用燃料・水などを準備しておきます。
- 災害発生時に電気・水道・ガスなどのライフラインが供給停止状態となった場合には、各供給事業者や行政機関からの情報を随時収集し、被害の状況に応じて対応していくこととなります。
- 電気、水、ガス等のライフラインの停止など、災害時情報送信票（17頁 参考様式1）の被災状況の項目を参考に、都内ネットワークの各事務局へ速やかに連絡するとともに、自施設での患者受入れが困難な場合は支援要請を行います。また、日本透析医会ネットワークの災害時情報送信ページにも入力・送信します。

(5) 従事者への配慮

- 災害時における施設内の指示命令系統を決めておき、チーム医療を円滑に行うようにします。この際注意が必要なことは、指示命令系統をおおまかな組織体系にして臨機応変な対応が可能ないようにしておくことと、一つの部署における責任者を複数決めておくことです。
- 災害時には緊張感が高まるので、短期的には激務にも耐えられますが、個人に頼るだけでは、健康状態の維持は難しく、業務的にも医療事故などを起こしやすくなりますので、十分な配慮が必要です。
可能な限り時間単位で勤務交代を行うようにします。なお、休息が取れないほど人間的に切迫しているときは、日本透析医会ネットワークを通じて専門職ボランティアの要請をすることも検討します。
- 一時帰宅する場合には、建物などの倒壊、交通遮断や激しい渋滞など多くの危険な状況が発生しますので、危険防止や安全確保に十分な注意が必要です。
- 透析患者以外の災害による負傷者等の来院が増える可能性もありますので、感染防止等のために、標準的予防法（Standard Precaution）を徹底します。

(6) 腹膜透析（CAPD）患者への対応

- CAPDを実施している医療機関は、CAPD器材供給会社と密接な連絡をとりながら協力して、患者の安否情報の取得に努めます。
- 日頃から、CAPD患者に対し、大災害発生時には迅速に施設及びCAPD器材供給会社と連絡を取るよう指導しておきます。

(7) 要介護透析患者への支援

- 車椅子等の補助具がないと通院ができない患者については、家族や医療・介護スタッフ等が必ず付き添うようにするなど、通院手段の確保と安全に十分配慮します。

Ⅲ 被災地外の透析医療機関向け活動マニュアル

1 透析患者受入れに向けた連絡調整

- 被災地外の透析医療機関は、都福祉保健局又は都内ネットワークからの要請を受け、透析患者の受入れ可能人数などを、都内ネットワーク事務局に報告します。
(ネットワークが機能していない場合は各ブロックに報告)
- 被災地内の透析医療機関と、災害時の協定等を結んでいる場合は、当該医療機関に連絡を取り、患者の受入れ可能人数などを伝えます。
- 自施設の通院患者が被災地内に居住している場合、電話、メール、災害用伝言サービス(171、web171、携帯・PHS版災害用伝言板 etc.)、SNSなど、様々な通信手段を活用し、透析受入れ可能状況について連絡する努力をします。また、必要に応じて、行政機関等にも協力を依頼します。
- 被災地内の患者をできるだけ多く受け入れるため、可能な場合、被災地外に居住する患者に対しては、周辺の協力医療機関を紹介し、協力を求めます。

2 被災地内患者の受入体制の整備

- 被災地外の透析医療機関は、職員の勤務体制を夜間対応も可能な緊急時の勤務体制に切り替えます。
- 食料・医療機器・医療材料などの備蓄状況をまず確認します。最低限、3日分の備蓄が必要です。
- あらゆる通信手段を用いて、可能な限り被災地内医療機関、患者及び行政機関などと連絡が途絶しないようにします。
- 通常より多数の人が出入りすることを施設の周辺の住民、ビル内診療所であればその所有者、他の入居者に連絡し、理解と協力を求めます。

3 被災地内患者の受入れ

- 被災地外の透析医療機関は、被災地内の施設又は都内ネットワーク(他道府県所在の透析医療機関の場合は当該道府県等)から支援透析を依頼された場合には、被災施設の患者を可能な限り引き受けるようにします。
- 多数の患者を被災地内から引き受けるため、自施設の通院患者との時間調整が必要になります。1人当たりの透析時間を短縮し、1日の透析回数を増やすなど透析計画を変更する場合があります。
- 支援を依頼した透析医療機関が作成した患者情報リスト等を基に、緊急(当日)透析が必要な患者・入院が必要な患者を選定し、優先的に透析を行います。
- 大災害の直後で医療資器材が通常通り調達できないときは、支援透析を受ける患者に対し、たとえ透析患者カードを携帯していても、通常の透析が提供できない可能性があることを説明し、理解を得るよう努めます。

- 被災して支援透析を受けに来た患者は、疲労が著しく、落ち着いた状態でない可能性があります。患者の状態をよく勘案し、患者が所持する透析患者カードの記載内容にかかわらず、基本的な透析を安全に、かつ迅速に終了させて、一刻も早く帰宅あるいは避難所へ向かうことができるよう努めます。
- ダイアライザーは大きいもの（例えば 1.6m²）と小さいもの（例えば 1.1m²）、ヘパリンは多いものと少ないもの程度に分けておき、医師が患者の体格を見てその場で振り分けます。
- 透析実施中にも、被災施設等と可能な限り連絡を取り、情報を得るようにします。復旧の状況を伝達してもらいつつ、次回の透析をどうするか決定し、患者に指示を出すようにします。
- 被災地外の透析医療機関の管理者は適宜、支援状況を都内ネットワーク事務局（または各ブロック）に報告します。被害が拡がり、受入可能な範囲を越えてしまいより大規模な支援が必要となったときには、都内ネットワーク事務局を通じて都福祉保健局に支援を要請します。

4 従事者への配慮・腹膜透析(CAPD)患者への対応・要介護透析患者への支援

- 「災害時の透析医療機関向け活動マニュアル（被災地内）」の 35 頁を参照してください。被災地外においても同様に対応します。

5 都外からの透析患者の受入れ

- 都外からの透析患者の受入れについては、14 頁「都外から透析患者の受入要請があった場合」を参照してください。

第3章 透析患者用マニュアル（防災の手引）

第3章 透析患者用マニュアル（防災の手引）

○本章のポイント○

- 1 本章は、各透析医療機関が患者用防災の手引を作成する際の参考資料です。
- 2 各透析医療機関は、その規模や地域の実状などに応じ、この章の内容を追加修正し、医療機関ごとに患者用の防災の手引を作成して、患者・家族等に周知します。
- 3 患者・家族等にとって分かりやすい内容で、携帯に便利なものを作成します。
- 4 災害時に継続して透析医療を受けることができるかどうか、透析患者にとっての大きな問題となります。各透析医療機関は、近隣の医療機関と災害時の協力関係などの取決めがあれば、患者・家族等にも周知しておきます。

災害時にどう行動するか

防災の手引

【透析患者用】

目次

I	災害に対する心得・対応	41
1	1 平常時の心得	41
2	2 透析を受けていない時の対応	44
3	3 透析中に災害が起きた時の対応	45
II	II 腹膜透析（CAPD）を受けている方の留意点	46
1	1 日頃からの準備	46
2	2 腹膜透析液交換中、夜間腹膜透析中以外に災害が起きた時	46
3	3 腹膜透析液交換中、夜間腹膜透析中に災害が起きた時	46
III	III 災害時の食事と薬の管理	48
1	1 食事の管理	48
2	2 薬の管理	51
	<参考> 災害時透析患者カード（見本）	53

透析医療機関名

所在地

電話番号〔代表〕

〔緊急用〕

F A X 番号

※ この資料を参考に各透析医療機関の実状に応じた「透析患者用防災の手引」を作成してください。

I 災害に対する心得・対応

大規模災害を想定して、「平常時の心得」、「透析を受けていないときに災害が起きた場合の心得」、「透析中に災害が起きた場合の心得」に分けて概説します。

1 平常時の心得

災害時は多くの方が被災され、怪我をしたり、自宅に帰れなくなったり、ご家族と連絡が取れなくなったりします。災害発生当初は、大きな混乱が予想されますので、自分の身の安全は自らで守る自助努力が大事になります。日頃から、災害に備えてしっかりと準備をしておきましょう。

(1) 安全の確保：「自分の身の安全は、自らが守る」

家庭、職場など日常生活の行動範囲の場に、非常時の持ち出し品を用意して、災害に備えましょう。

【非常時の持ち出し品】 常備薬、災害時透析患者カード、保険証・特定疾病療養受療証・医療券、お薬手帳、身体障害者手帳、絆創膏、止血バンド、透析保存食、飲料水、携帯ラジオ、タオル、懐中電灯、テレホンカード、携帯電話を電池で使えるキット、予備の電池（ラジオ・懐中電灯・携帯電話用）、運動靴、現金や貴重品、アドレス帳

(2) 普段から地域との交流を保つ

隣近所の人や防災市民組織の役員などに、災害時における避難や通院の援助、情報の提供などについて依頼しておきましょう。

(3) 災害時の連絡方法や緊急対応などを把握

通院している透析医療機関への災害時連絡方法、施設の避難場所、透析中の緊急離脱方法、離脱後の避難場所（集合場所）及び家族との連絡方法、災害時の薬と食事管理などを把握しておきましょう。

(4) 「代替透析医療機関」について

- 通院先の医療機関で透析が受けられない場合に備えて、親戚、知人、友人など、災害時の避難先となる場所の近くにある透析医療機関を確認しておきましょう。
- 通院している医療機関が、近隣の医療機関と災害時の協力関係の取り決めをしている場合もあります。通院先の医療機関にも、予め確認しておきましょう。

透析医療機関名	電話番号
自宅付近/ .	()
親戚宅付近/ .	()
職場付近/ .	()

(5) 災害対策に関する情報収集について

- 防災に関する相談窓口や避難所（学校・公共施設など）、避難場所（大規模な公園など）を確認しておきましょう。
- 行政の防災活動や災害時の対策について、不明な点がある場合は、お住まいの区市町村の防災担当窓口を確認してみましょう。
- お住まいの区市町村や東京都の防災ホームページ、災害対策の冊子等から、いざという時の対策について情報収集しておきましょう。

(6) 災害時の情報連絡先を確認しておく

- 普段から災害時の透析に関する情報の入手先や通信方法等について調べておきましょう。

[例]

- ・ 通院先の透析医療機関の緊急時連絡先
（災害時の医療機関との連絡方法について取り決めておくのも良い）
- ・ 東京都区部災害時透析医療ネットワーク、三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク、日本透析医会災害時情報ネットワークの各ホームページ（以下参照）
- ・ お住まいの区市町村や、東京都など行政機関の窓口
- ・ 東京腎臓病協議会などの患者団体の連絡先
- ・ 災害用伝言サービス（伝言ダイヤル、伝言板、音声お届けサービス）の利用方法
- 災害時、各種情報伝達媒体（ラジオ・テレビ・インターネットなど）が利用可能な状況であれば、ニュースやホームページなどから情報を入手しましょう。

災害時の透析医療ネットワークについて

災害時における透析医療機関、透析患者の状況把握、及び電気、水、医薬品等の確保に向けた情報収集のため、都内には、東京都区部災害時透析医療ネットワークと三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワークがあり、それぞれ特別区と多摩地区で災害対策の準備や啓発活動を行っています。

また、全国規模の災害時透析医療ネットワークとして、日本透析医会の「日本透析医会災害時情報ネットワーク」があります。

東京都区部災害時透析医療ネットワーク：<http://www.tokyo-hd.jp/>

三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク：<http://santama.saigai-touseki.net/>

日本透析医会災害時情報ネットワーク：<http://www.saigai-touseki.net/>

（災害時に稼働します。）

(7) 通院・移動方法の検討

- 大規模災害時は電車、バス、車は利用できないことを念頭に、避難所、透析医療機関、他施設への移動方法などを考えておきましょう。
- 住んでいる所や通院している施設が大規模災害に見舞われた場合、1～2週間地元から離れて、透析を受ける方が得策であることも考慮しておきましょう。

(8) 家族との意思疎通

家族や関係者とよく相談し、災害時の避難場所、連絡先などについて確認しましょう。別々の場所にいる時に被災する可能性も考えられます。災害時に連絡を取り合うために、災害用伝言ダイヤルや伝言板などの利用方法について、体験サービスなどを活用して確認しておき、家族等にも知っておいてもらいましょう。

また、「災害時透析患者カード」を常に携帯し、家族等にもコピー等を渡しておきましょう。万一、カードを紛失した場合に備え、透析条件や内服薬については記憶しておくか、メモなどに残しておきましょう。

災害用伝言サービスを利用しましょう

1 「災害用伝言ダイヤル」

災害時に「171」をダイヤルして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行います。体験利用などを活用し、普段から利用方法に慣れておきましょう。詳細は、NTTのホームページなどで確認してください。

忘れてイナイ(171)? 災害伝言

1 7 1

などと覚えてください

2 「災害用伝言板 (web171)」

災害時にインターネット上で、安否等の情報を文字で登録・確認できるサービスです。利用者登録や体験利用の方法等については、NTTのホームページで確認しましょう。

3 携帯電話・PHS版「災害用伝言板サービス」「災害用音声お届けサービス」

災害時に携帯電話、スマートフォン、PHSから、文字や音声で安否確認等ができるサービスです。

詳細については、各携帯電話会社のホームページなどで確認しておきましょう。

2 透析を受けていないときに災害が起きた場合の心得

災害時、透析を受けていないときの対応としては、①被災してから透析を受けられるようになるまで、②透析医療を継続的に受けられるようになってから避難生活が終了するまでに分けられます。

【 ①被災してから透析を受けられるようになるまで 】

(1) 安全性の確保

- 被災してから、透析を受けられるまでの間、熱量（エネルギー）不足を極力防ぎましょう。透析を受けられるまでは、水分・塩分・カリウムなどの摂取量の管理を平常時以上にしっかり行いましょう。
- 避難所に避難した場合、災害時透析患者カードを提示し、医療救護所の医師や看護師などに透析を受けていること及び次回の透析予定日を申し出ましょう。
- 「災害時透析患者カード」を紛失した場合に備え、自分のカードに記載されている透析方法（基礎体重、透析時間、使用している透析器／膜面積、穿刺部位など）、血液データ、内服薬をできるだけ記憶しておき、メモなどにも残して保管しておきましょう。

(2) 通院している透析医療機関との連絡

- 通院している透析医療機関へ可能な限りの方法で連絡を取り、自分の状況を報告するとともに、医療機関の透析状況を確認し、指示を受けましょう。
- 通院している医療機関で透析が受けられない場合、主治医の指示に従って行動しましょう。

(3) 通院している透析医療機関と連絡が取れない場合

- 通院している医療機関と災害時の協力関係にある近隣医療機関が分かる場合には、その医療機関に連絡を取りましょう。
- 区市町村、避難所に連絡し、医療情報を入手しましょう。
- ラジオ、テレビ、インターネット等から情報を入手しましょう。
- インターネットにアクセスして、災害時の透析医療ネットワークのホームページ（42 頁 参照）を確認して情報を得ましょう。
- 患者同士の連絡、電話会社・携帯電話会社が行っている災害用伝言サービス（伝言ダイヤル、伝言板、音声お届けサービス）の利用も考えましょう。
※ インターネットを使用できる環境にない場合は、避難所などからインターネットを使用できる人に連絡してもらい、情報を確認してもらいましょう。

(4) 他の透析医療機関で臨時透析を受ける場合

- 災害時透析患者カードを提示しましょう。

- 通院している透析医療機関へ、現在の状況（避難場所、連絡場所などの変更、透析状況など）を報告しましょう。

【 ②透析医療を継続的に受けられるようになってから避難生活が終了するまで 】

（１）避難所における自己管理

- 建物や道路が損壊したり、余震が続いたりする場合などは、避難所で一定期間過ごさなければならないこととなります。この場合、食事の内容（熱量・水分・塩分・たんぱく・カリウムなど）が問題となります。
- ご自分で食事を用意できる方以外は、このマニュアルの49～50頁の「東京都の備蓄食料」「災害時に支給されそうな食品」を参考に、自己管理をしっかりとるようにしましょう。

異常の早期発見について

以下のようないつもと違う症状があるときは、透析医療機関又は避難所の医師に早めに相談するようにしましょう。

- 1 発熱
- 2 心不全徴候 : 息苦しさ、手足のむくみ、など
- 3 尿毒症症状 : 頭痛、吐き気、全身のだるさ、など
- 4 高カリウム症状: 脱力感、唇・手足のしびれ、不整脈、など
- 5 シヤントの閉塞: 耳を当ててもシヤントの音が聞こえない、指で軽く触れても拍動を感知しない、など
- 6 シヤントの感染、出血など

3 透析中に災害が起きた時の対応

- 針が抜けないように血液回路（チューブ）をしっかり握り、ベッドの柵につかまって、振り落とされないようにしましょう。
- 布団や毛布等をかぶって蛍光灯などの落下物を防ぎましょう。
- 透析中止及び避難の指示が出たら、医療従事者の指示に従って避難しましょう。
- 医療スタッフの誘導に従って、避難場所に避難しましょう。
- 指定された避難場所へ必ず集合して、安否を報告しましょう。無断で行動してしまうと、スタッフが安否確認のために探すこととなりますので注意しましょう。
- 避難所では、穿刺部の消毒や傷の手当を受けましょう。
- 被災状況から次回の透析予定など、今後の対応の指示が出る可能性もありますので、帰宅の指示が出るまで待機しましょう。
- 注意報や警報等が発令された場合、スタッフの指示に従い冷静に行動しましょう。

Ⅱ 腹膜透析（CAPD）を受けている方の留意点

1 日頃からの準備

- バッグ交換機を充電し、常に使用できるようにしておきましょう。
- 非常時の持ち出し品（41 頁 参照）を準備しておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- 透析用品（透析液バッグ、キット、バッグ交換機、はかり、消毒用品など）や内服薬・インスリンなどを持ち出しやすいように1か所にまとめておきましょう。
- バッグ交換中やAPD施行中の災害が発生した場合、どのような対処をするのかを、通院中の透析医療機関で教わり、自分でできるように訓練しておきましょう。
- APD施行中の非難に備え、必要物品（カテーテルクランプ、はさみ、バッグ交換機、キットなど）をAPDのそばの手の届く範囲に準備をしておきましょう。
- 停電時にバッグ交換機が使用できるように、手動モードの使用法の習得や、車のシガーソケットに接続して使用できるインバーターを用意しておきましょう。
- APDのみの施行中の方は、避難所でAPDが使用できない場合を想定し、ツインバッグなどの使用法を習得しておきましょう。
- 通院先の透析医療機関やCAPDメーカー等の連絡先を把握しておきましょう。
- その他、平常時の心得については41頁～43頁を参照してください。

2 腹膜透析液交換中、夜間腹膜透析中以外に災害が起きた時

- 最初に自分の身を守りましょう。
- 腹膜カテーテルなどが破損していれば、速やかに透析医療機関に連絡します。
- 身体に被害がなければ、透析を行う場所と機材の被害状況を確認します。自宅の被害が大きく透析できない場合は、透析医療機関に連絡して避難先を相談します。自宅で継続できそうな場合には、機材の状況を確認して、必要であれば腹膜透析メーカーに連絡して配送について相談・依頼します。

3 腹膜透析液交換中、夜間腹膜透析中に災害が起きた時

- 最初に自分の身を守りましょう。
- 腹膜透析液、回路、腹膜カテーテルが破損し、汚染された場合は、汚染されたところより身体に近いところでストッパーを2か所かけて汚染された透析液が体内に入らないようにし、透析操作を終了します。また、透析医療機関に汚染の状況を連絡します。
- 周囲の被害状況から腹膜透析が継続できないときは、その緊急度に応じて、接

続チューブを離断して避難するか、通常の終了操作を行ってください。

- 被害が比較的軽微で持続可能と判断したら、災害情報に気をつけながら治療を続けてください。
- 避難先では、腹膜透析（CAPD）患者であることを申し出て、バッグ交換を行う場所や電源確保について避難先の管理者等と相談しましょう。

Ⅲ 災害時の食事と薬の管理

1 食事の管理

災害時には、①透析が数日間受けられない、②透析回数又は透析時間が減る、③透析は受けられるが食料が不足したり、救援物資を利用しなければならないことが想定されます。このような状況下でも「食事と水分」を上手に管理すれば、数日間は日常生活を続けることができますので、次のような食事対策を考えましょう。

(1) 基本的な対策

- 熱量（エネルギー）の確保に努めましょう。（食べずに熱量〔エネルギー〕不足になるのは、非常に危険な状態ですので、極力避けましょう。）
- カリウムの多い食品（生野菜、果物、海藻類、納豆、大豆製品など）は控えめにしましょう。
- たんぱく質を多く含む食品（肉・魚・卵・乳製品など）は控えめにしましょう。
- 塩分の高い食品は控えめにしましょう。
- 水分量（食物中＋飲水量）を一日「300～400ml以下＋尿量」に抑えましょう。

熱量（エネルギー）が不足すると・・・

熱量（エネルギー）が極度に不足すると、必要なエネルギー源を確保するために、人体は筋肉を分解して代替りのエネルギーを得ようとします。筋肉が分解されると、分解されてできたたんぱく質とカリウムが血液中に放出されます。

たんぱく質は、体内で血中尿素窒素と呼ばれる尿毒症性物質に変換され、**尿毒症**を引き起こします。また、筋肉から流れ出たカリウムは体内に蓄積され、**高カリウム血症**を引き起こします。**尿毒症も高カリウム血症も**、非常に危険な状態ですので、熱量（エネルギー）はしっかりと摂取するようにして下さい。以下に、尿毒症と高カリウム血症の症状を記載します。

尿毒症症状 ：頭痛、吐き気、全身のだるさ、など

高カリウム血症 ：脱力感、唇・手足の痺れ、不整脈、など

(2) 栄養量の比較（1日量）

外来透析患者で尿量0、体重50kgの人の場合

	<平常時>	<災害時>
エネルギー	1,350~1,950kcal	1,200~1,400kcal 以上
たんぱく質	50~60g	30~40g
カリウム	2,000 mg	500~1,000mg
飲水量 ※1	750ml	300~400ml
塩分 ※2	6.0g 以下	3.0~4.0 g 以下

平常時の栄養量に関しては、（日本腎臓学会企画委員会小委員会編：慢性腎臓病に対する食事療法基準 2007年版）より抜粋

※ 腎臓の機能がまだ少し残っていて尿が出ている方は、一日の飲水量・塩分摂取量の制限が少し緩和されます。

(3) 東京都の備蓄食料

東京都に備蓄されている主な食料の栄養成分につき、例示します。

※ 栄養成分表は、一食当たりの成分を表示しています。一個当たりではありません。

	品名	一食の目安	エネルギー — (kcal)	たんぱく質 (g)	カリウム (mg)	水分 (ml)	食塩 (g)
主食	クラッカー	15g(一枚 3g)	74	1.3	17	0.41	0.23
	乾パン	30g(小 12 個)	118	2.9	48	1.7	0.36
	即席めん	75g	338	8.17	135	2.3	6.67
	アルファ 化米	100g	387	5.8	66	8.0	—
	米飯	茶碗(小)120g 茶碗(大)160g	430 570	4.2 5.6	110 140	17 25	— —
副食	梅干	可食部分 5g	1.7	0.035	22	3.3	1.1
	たくあん	30g	19	0.36	42	24	1.3
調味料	みそ	小さじ 1 6g 大さじ 1 18g	21.0 62.0	1.2 3.6	36 110	0.14 0.43	1.2 3.6
	しょう油	猪口 1 杯 5ml	2.7	0.29	16.0	3.5	0.8
	食塩	小さじ 1 5g	—	—	5.0	—	5.0

(備蓄食料リスト：東京都総務局総合防災部ホームページより抜粋)

(食品成分表：文部科学省編 五訂増補日本食品標準成分表 2010 を参考)

(4) 災害時に支給されそうな食品

避難所などで支給されそうな食品についての栄養成分を例示します。
エネルギー補給目的以外にカリウム含有量の多い食品に注意しましょう。

※ 最近では包装・ラベルなどに栄養成分量が明記されている場合がありますので、注意して見てみましょう。

	食品名	一個当たりの目安	エネルギー (Kcal)	たんぱく質 (g)	カリウム (mg)	水分 (ml)	食塩 (g)
ご飯	おにぎり	100g	179	2.7	31	57	0.5
パン	アンパン	70g	196	5.5	54	25	0.5
	クリーム	70g	214	7.2	84	25	0.63
	ジャムパン	70g	208	6.0	67	22	0.56
	ロールパン	50g	158	5.0	55	15	0.6
	クロワッサン	50g	224	4.0	45	10	0.6
果物	バナナ	可食部分 100g	88	1.1	360	75	—
	りんご	可食部分 180g	97.0	0.4	200	150	—
	みかん	可食部分 80g	36.8	0.56	120	70	—
飲み物	トマトジュース	約 190g	26	1.1	390	140	0.9
	サイダー	約 250g	82	—	—	180	—

(太枠部分: 参考文献 文部科学省編 五訂増補日本食品標準成分表 2010 を参考)

栄養成分表示中の食塩とナトリウム

栄養成分表示には塩分量が食塩で表示されたものと、ナトリウムで表示されているものがあります。

これは、食塩が塩化ナトリウムで構成されているためです。以下に換算式を記載します。

$$\text{食塩 (g)} = \text{Na (g)} \times 2.54$$

2 薬の管理

薬には2～3日飲まなくても身体に影響が出ないものと、一回でも飲まないとすぐに身体に影響が出るものがあります。すぐに身体に影響の出る薬は欠かさず飲みましょう。

〔すぐ身体に影響の出る薬〕

血圧降下剤・心臓のお薬・インスリン・糖尿病の飲み薬・カリウムを下げる吸着剤（イオン交換樹脂）など。

これらの薬は、1日分をセットにして3日分程度を携帯するようにしましょう。

糖尿病の治療中の方で、食事が取れない場合

被災直後、食料が確保できずに食事が取れない可能性や、慣れない避難所生活で風邪を引いてしまって食事が取れない可能性もあります。その際のインスリン治療や糖尿病の飲み薬の服用方法について説明します。

インスリン治療中の方

インスリンは絶対に中断しないで下さい。

食事を全く取れない場合でも、通常、中間型インスリン（○○○○N など）・遅効型インスリン（○○○○U など）は、今まで通り必要になります。これらのインスリン製剤は、食事に関係なく、インスリン基礎分泌量を正常に近づけるために使われます。

食事が取れない場合、速効型インスリン（○○○○R など）の使用量は、その時の血糖値や少量でも食事を摂取できるかどうかなどの状況で変わってきます。

血糖自己測定用の機器は、必ず携帯するようにしましょう。

被災時のインスリンの使用量や使用方法については、日頃から主治医の指示を受けておいて下さい。災害時に主治医に連絡が取れない場合は、避難所の医師に相談して下さい。

糖尿病の飲み薬を内服中の方

食事が取れない場合の糖尿病の飲み薬の内服方法については、日頃から主治医の指示を受けておいて下さい。主治医に連絡が取れない場合は、避難所の医師に相談して下さい。

食事の摂取が不可能な場合には、糖尿病の飲み薬を一時的に中止するのはやむを得ない場合があります。（病状によっては、服用することで低血糖になってしまう場合があります。）

低血糖への対処

低血糖症状を起こした時のために、吸収の早いブドウ糖キャンディや缶ジュースなどを常備しておきましょう。

〈参考〉 災害時透析患者カード(見本)

災害時透析患者カードは、透析患者が災害時に備えて日頃から携行するカードです。氏名や緊急連絡先、透析医療を受けるためデータなどが記載できるようになっています。

災害時透析患者カード

東京都は、「災害時における透析医療活動マニュアル」(平成 24 年 月に改定)の一部を「災害時透析患者カード」として抜粋しました。全文は、東京都福祉保健局疾病対策課ホームページで閲覧、印刷できます。

氏名		生年月日	電話
		S・H 年 月 日	
自宅住所	〒		
緊急連絡先	氏名 住所 ☎	続柄 メール	
透析施設	施設名 住所 ☎	メール	

東京都福祉保健局

◆ホームページアドレス
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryu/koho/books.html>

◆問い合わせ先
 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課
 ☎ 03-5320-4471

※電話が繋がらないときは、NTT災害用伝言ダイヤル(171)を利用しましょう。

◆◆◆平常時の心得◆◆◆

■いつも飲んでる薬を書きとめ、できれば覚えておきましょう。
 避難中も欠かさず飲むべき薬はどれか主治医に尋ね、予備薬を準備しておきます。

① _____ ② _____ ③ _____
 ④ _____ ⑤ _____ ⑥ _____

◇薬剤アレルギー 有・無 ある場合 _____
 ◇インスリン 有・無 _____
 インスリンの種類と単位は?
 朝 _____ 昼 _____
 夕 _____ 寝る前 _____
 その他の使用法 _____

■自宅付近と透析施設付近の避難所の場所と行き方を確かめ、家族にも知らせておきます。

◇自宅付近の避難場所 ()
 ◇透析施設付近の避難場所 ()

■通院中の透析施設の被災時に備えて、代替りの医療機関を把握しておきましょう。

医療機関名	電話番号
◇自宅周辺 () ☎ ()	
◇親戚・知人宅 () ☎ ()	
◇職場周辺 () ☎ ()	
◇その他 () ☎ ()	

■透析施設と連絡がとれない時の情報手段

◇区市町村防災担当窓口 ☎ ()
 ◇保健所 ☎ ()
 ◇東京腎臓病協議会 ☎ (03-3944-4048)
 ◇NTT災害用伝言ダイヤル ☎ (171)
 ◇携帯電話災害用伝言板
 携帯電話各社のサービスを御確認下さい。
 ◇NTT災害用ブロードバンド伝言板 (web171)
 (<https://www.web171.jp/>)
 ◇東京都区部災害時透析医療ネットワーク (23区)
 (<http://www.tokyo-hd.jp/index.php>)
 ◇三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク (多摩地区)
 (<http://santama.saigai-touseki.net/index.html>)
 ◇日本透析医会災害時情報ネットワーク
 (<http://www.saigai-touseki.net/>)

〈参考〉 災害時透析患者カード(見本)

◆◆◆データ◆◆◆

【透析に必要なデータ】

透析に至った原疾患(糖尿病、慢性腎炎、その他)

透析導入年月日 昭和・平成 年 月 日

血液型(型 Rh) 目標体重(ドライ重)(kg)

透析曜日() 透析時間()

透析器() (膜面積 m²)

血流量(ml/min)

穿刺部位(右・左)(上腕・前腕・その他)

抗凝固剤()

注射薬の投与()

禁忌薬()

合併症()

透析中の血圧低下(有・無)

透析中の問題点:

通常時の心拍比(%)

【検査データ】

(常に新しいものを書き換えましょう。)

平成 年 月 日 現在

	透析前	透析後	ヘモグロビン	g/dl
血圧 (mmHg)	/	/	血糖値	mg/dl
尿素窒素 (BUN)	mg/dl	mg/dl	HbA1c	%
クレアチニン (Cr)	mg/dl	mg/dl	AST (GOT)	IU/l
カリウム (K)	mEq/l	mEq/l	ALT (GPT)	IU/l
カルシウム (Ca)	mg/dl	/	HBs 抗原	+ -
リン (P)	mg/dl	/	HCV 抗体	+ -

メモ欄

◆災害時の食事と薬などの管理◆

■医療救護所等の医師や看護師に、「透析患者であること」と「次回の透析予定日」を告げます。

■透析再開までの間、熱量(エネルギー)の確保と水分・塩分・カリウム・タンパク質制限を確実に行います(水分・塩分・カリウム・タンパク質は平常時の半分を目安に)。

・熱量(エネルギー)確保のため、ご飯・パン・ビスケットなどはしっかり食べます。

● 熱量(エネルギー)が極度に不足すると、必要なエネルギー源を確保するために、筋肉を分解してエネルギーを得ようとする。筋肉が分解されてできたタンパク質とカリウムが尿毒症を引き起こします。熱量(エネルギー)はしっかりと摂取するようにして下さい。

・カリウム制限のため、バナナ・牛乳・即席めん・野菜ジュース・トマトジュースなどを控えます。

・栄養成分表示には塩分量をナトリウムで表示しているものがあります。以下に換算式を示します。

ナトリウム

食塩 (g) = Na (g) × 2.54

<参考>

1000mg=1g

10 mg = 0.01 g

	災害時の一日量の目安
エネルギー	1,300~1,500kcal 以上
タンパク質	30~40g
カリウム	500~1,000mg
水分量	300~400ml+尿量
塩分	3~4g 以下

・腎不全用のレトルト食品などの利用も考えられます。

〈参考〉 災害時透析患者カード(見本)

■避難中も必要な薬が継続して飲めるよう、予備薬を携行しましょう。

一般的には、血圧降下剤・心臓病の薬・糖尿病の薬（インスリンを含む。）・カリウムを下げる薬等は、中断するとすぐに身体に影響が出るので、欠かさずに飲みましょう。

● 糖尿病治療中の場合は低血糖症状に備えてブドウ糖やブドウ糖を多く含む食品を常に携帯するようにしましょう。

■いつもと違う症状がある時は、透析医療機関や医療救護所等の医師や看護師に早めに相談しましょう。

1 発熱、2 心不全徴候(息苦しさ・手足のむくみ等)、3 尿毒症症状(頭痛・吐き気・全身のだるさ等)、4 高カリウム症状(脱力感・唇や手足のしびれ・不整脈等)、5 シヤントの閉塞、6 シヤントの感染・出血等

資 料 編

資料編目次

【連絡先一覧】

1	東京都(総務局、福祉保健局).....	58
2	区市町村(防災主管課、保健衛生主管課).....	58
3	保健所(特別区保健所、東京都保健所、政令市保健所).....	68
4	警察機関(警視庁).....	72
5	消防機関(東京都消防庁、稲城市消防本部).....	72
6	関係機関等.....	72
	(1) 公益社団法人 東京都医師会.....	72
	(2) 公益社団法人 東京都歯科医師会.....	72
	(3) 公益社団法人 東京都薬剤師会.....	72
	(4) 公益社団法人 日本透析医会.....	73
	(5) 一般社団法人 日本透析医学会.....	73
	(6) 社団法人 全国腎臓病協議会.....	73
	(7) 特定非営利活動法人 東京腎臓病協議会.....	73

【参考】

1	災害医療コーディネーターについて.....	74
2	東京都特殊疾病対策協議会腎不全対策部会名簿.....	76

都内の透析医療機関情報

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」のホームページにて、検索することができます。

アドレス <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

[連絡先一覧]

・掲載したデータは、原則として平成25年12月1日現在のものです。

・記号については、次のとおりです。

(代)⇒代表、(内)⇒内線、(直)⇒直通、(無)⇒都が設置している防災行政無線

(無F)⇒都が設置している防災行政無線ファクシミリ

(衛)⇒衛星回線、(衛F)⇒衛星回線ファクシミリ

1 東京都 (1) 総務局

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
総合防災部 防災対策課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	(直)03-5388-2456	03-5388-1260	(無) 70213 (無F) 70014

(2) 福祉保健局

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
総務部 総務課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	(直)03-5320-4021	03-5388-1400	(無) 70501 (無F) 70061
医療政策部 救急災害医療課	〃	(直)03-5320-4445	03-5388-1441	(無) 70516 (無F) 70062
保健政策部 疾病対策課	〃	(直)03-5320-4471	03-5388-1437	

2 区市町村 (1) 特別区(防災主管課・保健衛生主管課)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
千代田区	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1	環境安全部防災・危機管理課 (代)03-3264-2111 (直)03-5211-4187	03-3264-1673	(無) 73011 (無F) 73001
		保健福祉部生活福祉課 (代)03-3264-2111 (直)03-5211-4214	03-3264-0927	
中央区	〒104-8404 中央区築地1-1-1	総務部防災課 (代)03-3543-0211 (内)5287~8,5510 (直)03-3546-5287~8, 5510	03-3546-9557	(無) 73111~3 (無F) 73101
	〒104-0044 中央区明石町12-1	福祉保健部健康推進課 (直)03-3541-5930	03-3546-9554	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
港区	〒105-8511 港区芝公園1-5-25	防災危機管理課 (代)03-3578-2111 (内)2510~2512,2516~ 2519, 2541~2545 (直)03-3578-2516,2541	03-3578-2539	(無) 73211 (無F) 73201
	〒108-8315 港区三田1-4-10	みなと保健所保健予防課 (直)03-6470-0030	03-3455-4460	
新宿区	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1	区長室危機管理課 (代)03-3209-1111 (内)2190,2191~6 (直)03-5273-4592	03-3209-4069	(無) 73311~3 (無F) 73301
		健康部健康推進課 (代)03-3209-1111	03-5273-3930	
文京区	〒112-8555 文京区春日1-16-21	総務部防災課 (代)03-3812-7111 (内)2541~4,2548 (直)03-5803-1179	03-5803-1344	(無) 73411~4 (無F) 73401
		保健衛生部生活衛生課 (代)03-3812-7111	03-5803-1386	
台東区	〒110-8615 台東区東上野4-5-6	危機管理室災害対策課 (代)03-5246-1111 (直)03-5246-1094	03-5246-1099	(無) 73511 (無F) 73501
		健康部健康課 (代)03-5246-1111	03-5246-1059	
墨田区	〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20	総務部危機管理担当防災課 (代)03-5608-1111 (内)3552~4,3556 (直)03-5608-6206	03-5608-6425	(無) 73611~73614 (無F) 73601
		福祉保健部保健衛生担当 保健計画課 (代)03-5608-1111	03-5608-6405	
江東区	〒135-8383 江東区東陽4-11-28	総務部防災課 (代)03-3647-9111 (内)6211 (直)03-3647-9584	03-3647-8440	(無) 73711 (無F) 73701
	〒135-0016 江東区東陽2-1-1 (江東区保健所)	健康部健康推進課 (代)03-3647-5855	03-3615-7171	
品川区	〒140-8715 品川区広町2-1-36	防災まちづくり事業部防災課 (代)03-3777-1111 (内)5010~3,5016~7,5020 (直)03-5742-6695~7	03-3777-1181	(無) 73812 (無F) 73801
		健康福祉事業部健康課 (代)03-3777-1111 (内)3660~4 (直)03-5742-6744	03-5742-6883	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
目黒区	〒152-0001 目黒区中央町1-9-7	危機管理室防災課 (代)03-3715-1111 (内)6221~3,6220~3 (直)03-5723-8700	03-5723-8725	(無) 73911~4 (無F) 73901
	〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15	健康推進部健康推進課 (代)03-3715-1111 (内)2801~3 (直)03-5722-9586	03-5722-9329	
大田区	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14	地域振興部防災課 (代)03-5744-1111 (内)2753~4,2767 (直)03-5744-1236	03-5744-1519	(無) 74011 (無F) 74001
		大田区保健所保健衛生課 (直)03-5744-1264	03-5744-1523	
世田谷区	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27	危機管理室災害対策課 (代)03-5432-1111 (内)2262~6 (直)03-5432-2262	03-5432-3014	(無) 74111~74113 (無F) 74101
		世田谷保健所健康企画課 (代)03-5432-1111 (内)2432~4 (直)03-5432-2432	03-5432-3022	
渋谷区	〒150-0002 渋谷区渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ8階	防災担当部地域防災課 (代)03-3463-1211 (直)03-3498-9408	03-3498-9410	(無) 74211 (無F) 74202
	〒150-8010 渋谷区宇多川町1-1	渋谷区保健所地域保健課 (直)03-3463-2404	03-5458-4978	
中野区	〒164-8501 中野区中野4-8-1	都市基盤部防災課 (代)03-3389-1111 (内)3141 (直)03-3228-8948	03-3228-5658	(無) 74311 (無F) 74301
		健康福祉部福祉推進分野 (代)03-3389-1111 (内)3712~4	03-3228-5662	
杉並区	〒166-8570 杉並区阿佐ヶ谷南1-15-1	危機管理室防災課 (代)03-3312-2111 (内)3601	03-3312-9402	(無) 74411 (無F) 74401
	〒167-0051 杉並区荻窪5-20-1	杉並保健所健康推進課 (代)03-3391-1015	03-3391-1927	
豊島区	〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1	総務部防災課 (代)03-3981-1111 (内)2370~4 (直)03-3981-5018	03-3981-5018	(無) 74511 (無F) 74501
	〒170-0013 豊島区東池袋1-20-9	保健福祉部地域保健課 (直)03-3987-4203	03-3987-4110	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
北区	〒114-8508 北区王子本町1-15-22	危機管理室 防災課 (代)03-3908-1111 (内)2381 (直)03-3908-8184	03-3908-4016	(無) 74611 (無F) 74601 74602
		健康福祉部健康いきがい課 (代)03-3908-1111	03-3905-6500	
荒川区	〒116-8501 荒川区荒川2-2-3	区民生活部防災課 (代)03-3802-3111 (内)492 (直)03-3803-8711	03-5810-6262	(無) 74711 (無F) 74701
	〒116-8502 荒川区荒川2-11-1	荒川区保健所生活衛生課 (代)03-3802-3111 (内)422	03-3806-2976	
板橋区	〒173-8501 板橋区板橋2-66-1	危機管理室防災計画推進課 (直)03-3579-2151	03-3963-0150	(無) 74811 74812 74815 74825 74826 748-9-内 (無F) 74801
		健康いきがい部 健康推進課 (直)03-3579-2302	03-3962-7834	
練馬区	〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1	危機管理室防災課 (代)03-3993-1111 (内)5710~2,5716~7 5121~3,5725 (直)03-3993-1158	03-3993-1194	(無) 74911 (無F) 74901
		練馬区保健所保健管理課 (直)03-5984-2482	03-5984-1211	
足立区	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1	総務部危機管理室災害対策課 (代)03-3880-5111 (内)1460~2,1465,1471~2 (直)03-3880-5836	03-3880-5607	(無) 75011 (無F) 75001
		衛生部衛生管理課 (直)03-3880-5891	03-3880-5602	
葛飾区	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1	地域振興部防災課 (代)03-3695-1111 (内)2261~5 (直)03-5654-8223	03-5698-1503	(無) 75111 (無F) 75101
	〒125-0062 葛飾区青戸4-15-14	葛飾保健所地域保健課 (直)03-3602-1222	03-3602-1298	
江戸川区	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1	環境防災部防災課 (代)03-3652-1151 (内)2624~8,2631~3 (直)03-5662- 1992,2037,2129	03-3652-9891	(無) 75211~75214 (無F) 75201
	〒132-8507 江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内	健康部健康推進課 (代)03-5661-2464 (内)212	03-3655-9925	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
八王子市	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1	生活安全部防災課 (代)0426-26-3111 (内)2263~8 (直)042-620-7207	0426-626-1271	(無) 80011 (無F) 80001
		医療保険部地域医療政策課 (代)042-626-3111 (内)3013~4 (直)042-620-7292	042-621-0279	
	〒192-0083 八王子市旭町13-18	健康部保健対策課 (八王子市保健所) (代)042-645-5111 (直)042-645-5162	042-644-9100	
立川市	〒190-0015 立川市泉町1156-9	市民生活部防災課 (代)042-523-2111 (内)2531,2535 (直)042-523-2561	042-521-2568	(無) 80111~113 (無F) 80101
	〒190-0011 立川市高松町3-22-9	立川市健康会館 福祉保健部健康推進課 (代)042-527-3272	042-521-0422	
武蔵野市	〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28	防災安全部防災課 (代)0422-51-5131 (内)2270~6 (直)0422-60-1821	0422-51-9184	(無) 80211 (無F) 80201
	〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町4-8-10	武蔵野市保健センター 福祉保健部保健推進課 (直)0422-51-0700	0422-51-9297	
三鷹市	〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1	総務部防災課 (代)0422-45-1151 (内)2280,2283~4 (直)0422-29-9173	0422-45-1190	(無) 80311~313 (無F) 80301
	〒181-0004 三鷹市新川6-35-28	三鷹市総合保健センター 健康福祉部健康推進課 (直)0422-46-3254	0422-46-4827	
青梅市	〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1	防災安全部防災課 (代)0428-22-1111 (直)0428-22-4272	0428-22-3508	(無) 80411 (無F) 80401
	〒198-0042 青梅市東青梅1-174-1	青梅市健康センター 健康福祉部健康課 (直)0428-23-2191	0428-23-2195	
府中市	〒183-8703 府中市宮西町2-24	環境安全部防災課 (代)042-364-4111 (内)2423~4,2448, 2458,2426~7 (直)042-335-4065	042-335-6395	(無) 80511 (無F) 80501
	〒183-0055 府中市府中町2-25	府中市保健センター 福祉保健部健康推進課 (代)042-368-5311	042-334-5535	
昭島市	〒196-8511 昭島市田中町1-17-1	総務部防災課 (代)042-544-5111 (内)2187 (直)042-541-5625	042-544-7552	(無) 80611 (無F) 80601
		保健福祉部健康課 (直)042-544-5126	042-544-7130	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
調布市	〒182-8511 調布市小鳥町2-35-1	総務部総合防災安全課 (代)042-481-7111 (内)7345~9 (直)042-481-7345	042-485-0741	(無) 80711 (無F) 80701
	〒182-0026 調布市小鳥町2-33-1	調布市保健センター 福祉部健康課 (直)042-441-6100	042-441-6101	
町田市	〒194-8520 町田市森野2-2-22	市民部防災安全課 (代)042-722-3111 (内)2851~2859,2861~ 2862 (直)042-724-2107	050-3085-6519	(無) 80811 (無F) 80801
	〒194-0013 町田市原町田5-8-21	いきいき健康部 健康総務課 (代)042-722-3111 (内)3311-3312 (直)042-724-2916	050-3101-4315	
小金井市	〒184-8504 小金井市本町6-6-3	総務部地域安全課 (代)042-383-1111 (内)2412 (直)042-387-9807	042-384-6426	(無) 80911 (無F) 80901
	〒184-0015 小金井市貫井北町5-18- 18	小金井市保健センター 福祉保健部健康課 (直)042-321-1240	042-321-6423	
小平市	〒187-8701 小平市小川町2-1333	市民生活部防災安全課 (代)042-341-1211 (内)2251~4 (直)042-346-9519	042-346-9513	(無) 81011 (無F) 81001
	〒187-0043 小平市学園東町1-19-12	小平市健康センター 健康福祉部健康課 (直)042-346-3700	042-346-3705	
日野市	〒191-8686 日野市神明1-12-1	総務部防災安全課 (代)042-585-1111 (内)7746~7 (直)042-585-1100	042-587-5666	(無) 81111 (無F) 81101
	〒191-0011 日野市日野本町1-6-2	日野市生活・保健センター 健康福祉部健康課 (直)042-581-4111	042-583-2400	
東村山市	〒189-8501 東村山市本町1-2-3	市民部防災安全課 (代)042-393-5111 (内)2481~4 (直)042-394-1700	042-393-6846	(無) 81211 (無F) 81201
		健康福祉部健康課 (代)042-393-5111 (内)2719	042-394-7399	
国分寺市	〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1	総務部くらしの安全課 (代)042-325-0111 (内)372~3	042-326-3624	(無) 81311 (無F) 81301
	〒185-0024 国分寺市泉町2-3-8 いずみプラザ内	国分寺市いずみ保健センター 福祉保健部健康推進課 (直)042-321-1801	042-320-1181	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
国立市	〒186-8501 国立市富士見台2-47-1	行政管理部防災安全課 (代)042-576-2111 (内)145~7	042-576-0264	(無) 81411 (無F) 81401
	〒186-0003 国立市富士見台3-16-5	国立市保健センター 健康福祉部健康増進課 (直)042-572-6111	042-574-3930	
福生市	〒197-8501 福生市本町5	安全安心まちづくり課 (代)042-551-1511 (内)2322~2323 (直)042-551-1638	042-553-3339	(無) 81611 (無F) 81601
	〒197-0011 福生市大字福生2125-3	福生市保健センター 福祉部健康管理課 (直)042-552-0061	042-530-5324	
狛江市	〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5	総務部安心安全課 (代)03-3430-1111 (内)2443,2441 (直)03-3480-5500	03-3430-6870	(無) 81711 (無F) 81701
	〒201-0013 狛江市元和泉2-35-1	狛江市あいとびあセンター (健康福祉会館)福祉保健部 健康推進課 (直)03-3488-1181	03-3488-9100	
東大和市	〒207-8585 東大和市中央3-930	総務部防災安全課 (代)042-563-2111 (内)1330,1351~4 (直)042-567-1712	042-563-5931	(無) 81811 (無F) 81801
	〒207-0015 東大和市中央3-918-1	東大和市立保健センター 福祉部健康課 (代)042-565-5211	042-561-0711	
清瀬市	〒204-0003 清瀬市中里5-842	総務部防災防犯課 (代)042-492-5111 (内)281~3	042-492-2415	(無) 81911 (無F) 81901
		清瀬市健康センター 健康福祉部健康推進課 (代)042-492-5111 (内)542	0424-92-2415	
東久留米市	〒203-8555 東久留米市本町3-1-1	市民部防災防犯課 (代)042-470-7777 (内)2223 (直)042-470-7769	042-470-7769	(無) 82011 (無F) 82001
	〒203-0033 東久留米市滝山4-3-14 わくわく健康プラザ内	東久留米市保健福祉センター 健康福祉部健康課 (直)0424-77-0022	042-477-0033	
武蔵村山市	〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1	総務部防災安全課 (代)042-565-1111 (内)333,335 (直)042-563-5071	042-563-0793	(無) 82111 (無F) 82101
	〒208-0004 武蔵村山市本町1-23	武蔵村山市立保健相談セン ター 健康福祉部健康推進課 (直)042-565-9315	042-565-9315	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
多摩市	〒206-8666 多摩市関戸6-12-1	総務部防災課 (代)042-375-8111 (内)2240~3 (直)042-338-6802	042-371-2008	(無) 82211 (無F) 82201
	〒206-0011 多摩市関戸4-19-5	多摩市立健康センター 健康福祉部健康課 (直)042-376-9111	042-371-1235	
稲城市	〒206-8601 稲城市東長沼2111	消防本部防災課 (代)042-377-7119 (内)33	042-377-0119	(無) 82311 (無F) 82301
	〒206-0804 稲城市百村112-1	稲城市保健センター 福祉部健康課 (直)042-378-3421	042-377-4944	
羽村市	〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1	総務部コミュニティ防災課 (代)042-555-1111 (内)201,206~8	042-554-2921	(無) 82411 (無F) 82401
		市民生活部危機管理課 (代)042-555-1111 (内)211,217	042-554-2921	
	〒205-0003 羽村市緑ヶ丘5-5-2	羽村市保健センター 福祉健康部健康課 (代)042-555-1111 (内)623	042-554-4767	
あきる野市	〒197-0814 あきる野市二宮350	総務部地域振興課 (代)042-558-1111 (内)2342 (直)042-559-1224	042-558-1115	(無) 82511 (無F) 82501
	〒190-0164 あきる野市五日市414-5	五日市保健センター 福祉部健康課 (代)042-558-1111		
	〒197-0804 あきる野市秋川6-1-2	あきる野市保健相談所 福祉部健康課 (直)042-558-1191	042-558-3207	
	〒197-0814 あきる野市二宮670	秋川健康会館 福祉部健康課 (直)042-559-3233	042-559-4565	
西東京市	〒202-8555 西東京市中町1-5-1	危機管理室 (代)042-464-1311 (内)2231~4 (直)042-438-4010	042-438-2820	(無) 81511~3 (無F) 81501
		市民部健康課 (代)042-464-1311	042-422-7309	
瑞穂町	〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱 根ヶ崎2335	住民部地域課 (代)042-557-0501 (内)5329 (直)042-557-7610	042-556-3401	(無) 82611 (無F) 82601
	〒190-1211 西多摩郡瑞穂町大字石畑 1970	瑞穂町保健センター 福祉部健康課 (代)042-557-5072	042-557-7414	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
日の出町	〒190-0192 西多摩郡日の出町大字平井2780	生活安全安心課 (代)042-597-0511 (内)330~2	042-597-4369	(無) 82711 (無F) 82701
		日の出町保健センター いきいき健康課 (代)042-597-0511 (内)501	042-597-0628	
檜原村	〒190-0212 西多摩郡檜原村467-1	総務課総務係 (代)042-598-1011 (内)212	042-598-1009	(無) 82811 (無F) 82801 (衛) 890-82811 (衛F) 890-82801
	〒190-0211 西多摩郡檜原村2717	ふれあい課 (直)042-598-3121	042-598-1263	
奥多摩町	〒198-0212 西多摩郡奥多摩町氷川215-6	総務課交通防災係 (代)0428-83-2111 (内)17 (直)0428-83-2349	0428-83-2344	(無) 82911 (無F) 82901
	〒198-0212 西多摩郡奥多摩町氷川1111	奥多摩町保健福祉センター 福祉保健課 (直)0428-83-2777	0428-83-2833	
大島町	〒100-0101 大島町元町1-1-14	総務課、福祉けんこう課 (代)04992-2-1443 (内)411~2,417~8	04992-2-1371	(無) 82611 (無F) 82601
利島村	〒100-0301 利島村248	総務課、住民課 (代)04992-9-0011	04992-9-0190	(無) 82711 (無F) 82701
新島村	〒100-0402 新島村本村1-1-1	総務課、民生課 (代)04992-5-0240 (内)23,22	04992-5-1304	(無) 83811 (無F) 83801
				式根島支所 (無) 83911 (無F) 83901
神津島村	〒100-0601 神津島村904	総務課 (代)04992-8-0011 (内)34,21,33	04992-8-1242	(無) 84011 (無F) 84001 (衛F) 890-84001
	〒100-0601 神津島村1009-1	神津島村保健センター (直)04992-8-0010	0992-8-7256	
三宅村	〒100-1101 三宅村神着937	村民生活課医療係 (直)04994-2-0601	04994-2-1005	(無) 84111 (無F) 84101 (衛F) 890-84101
御蔵島村	〒100-1301 御蔵島村字入かねが沢	総務課 (代)04994-8-2121	04994-8-2239	(無) 84211 (無F) 84201

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
八丈町	〒100-1498 八丈町大賀郷2551-2	総務課 (代)04996-2-1121	04996-2-3874	(無) 84311 (無F) 84301 (衛F) 890-84301
		福祉健康課 (代)04996-2-5570	04996-2-7923	
青ヶ島村	〒100-1701 青ヶ島村無番地	総務課 (代)04996-9-0111	04996-9-0001	(無) 84411 (無F) 84401 (衛F) 890-84401
小笠原村	〒100-2101 小笠原村父島字西町	総務課 (代)04998-2-3111 (内)13~17	04998-2-3222	(無) 84511 (無F) 84501
		地域福祉センター健康福祉課 (直)04998-2-3939	04998-2-3900	

3 保健所 (特別区保健所)

区名	名称	所在地	電話
千代田区	千代田保健所	九段北1-2-14	03-5211-8161
中央区	中央区保健所	明石町12-1	03-3541-5930
	日本橋保健センター	日本橋堀留町1-1-1	03-3661-3515
	月島保健センター	月島2-10-3	03-5560-0765
港区	みなと保健所	三田1-4-10	03-6400-0050
新宿区	新宿区保健所	新宿5-18-21	03-3209-1111
	牛込保健センター	弁天町50	03-3260-6231
	四谷保健センター	四谷4-17	03-3351-5161
	西新宿保健センター	西新宿7-5-8	03-3369-7118
	落合保健センター	下落合4-6-7	03-3952-7161
文京区	文京保健所	春日1-16-21	03-5803-1223
	保健サービスセンター	春日1-16-21	03-5803-1805
	保健サービスセンター本郷支所	千駄木5-20-18	03-3821-5106
台東区	台東保健所	東上野4-22-8	03-3847-9401
	浅草保健相談センター	花川戸1-14-16	03-3844-8171
墨田区	墨田区保健所	吾妻橋1-23-20	03-5608-1111
	向島保健センター	東向島5-16-2	03-3611-6135
	本所保健センター	東駒形1-6-4	03-3622-9137
江東区	江東区保健所	東陽2-1-1	03-3647-5855
	城東保健相談所	大島3-1-3	03-3637-6521
	城東南部保健相談所	南砂4-3-10	03-5606-5001
	深川保健相談所	白河3-4-3-301	03-3641-1181
	深川南部保健相談所	枝川1-8-15-102	03-5632-2291
品川区	品川区保健所	広町2-1-36	03-3777-1111
	品川保健センター	北品川3-11-22	03-3474-2211
	荏原保健センター	荏原2-9-6	03-3788-2000
	大井保健センター	大井2-27-20	03-3772-2666
目黒区	目黒区保健所(保健予防課)	上目黒2-19-15	03-5722-9504
	碑文谷保健センター	碑文谷4-16-18	03-3711-6446
大田区	大田区保健所(保健衛生課)	蒲田5-13-14	03-5744-1262
	(生活衛生課)	大森西1-12-1	03-5764-0691
	(健康づくり課)	蒲田5-13-14	03-5744-1661
	(大森地域健康課)	大森西1-12-1	03-5764-0661
	(調布地域健康課)	雪谷大塚町1-1	03-3726-4145
	(蒲田地域健康課)	蒲田本町2-1-1	03-5713-1701
	(糀谷・羽田地域健康課)	東糀谷1-21-15	03-3743-4161
世田谷区	世田谷保健所	世田谷4-22-35	03-5432-1111
	世田谷総合支所	世田谷4-22-33	03-5432-1111
	北沢保健福祉センター	松原6-3-5	03-3323-1731
	玉川総合支所	等々力3-4-1	03-3702-1131
	砧総合支所	成城6-2-1	03-3482-1321
	烏山総合支所	南烏山6-22-14	03-3326-1202

区名	名称	所在地	電話
渋谷区	渋谷区保健所	宇田川町1-1	03-3463-1211
	恵比寿保健相談所	恵比寿2-27-18	03-3443-6251
	幡ヶ谷保健相談所	幡ヶ谷3-39-1	03-3374-7591
中野区	中野区保健所	中野2-17-4	03-3382-6661
	中部すこやか福祉センター	中央3-19-1	03-3367-7794
	北部すこやか福祉センター	江古田4-31-10	03-3389-4321
	南部すこやか福祉センター	弥生町2-41-2	03-3380-5551
	鷺宮すこやか福祉センター	鷺宮3-18-15	03-3336-7111
杉並区	杉並保健所(健康推進課)	荻窪5-20-1	03-3391-1015
	杉並保健所(生活衛生課)	荻窪5-20-1	03-3391-1991
	杉並保健所(保健予防課)	荻窪5-20-1	03-3391-1025
	荻窪保健センター	荻窪5-20-1	03-3391-0015
	高井戸保健センター	高井戸東3-20-3	03-3334-4304
	高円寺保健センター	高円寺南3-24-15	03-3311-0116
	上井草保健センター	上井草3-8-19	03-3394-1212
	和泉保健センター	和泉4-50-6	03-3313-9331
豊島区	池袋保健所(生活衛生課)	東池袋1-20-9	03-3987-4175
	池袋保健所(健康推進課)	東池袋1-20-9	03-3987-4172
	長崎健康相談所	長崎3-6-24	03-3957-1191
北区	北区保健所(生活衛生課)	東十条2-7-3	03-3919-0376
	北区保健所(保健予防課)	東十条2-7-3	03-3919-3101
	王子福祉保健センター	王子本町1-15-22	03-3908-9087
	赤羽福祉保健センター	赤羽南1-13-1	03-3903-6481
	滝野川福祉保健センター	西ヶ原1-19-12	03-3915-0186
荒川区	荒川区保健所	荒川2-11-1	03-3802-3111
板橋区	板橋区保健所(健康推進課)	板橋2-66-1	03-3579-2302
	板橋区保健所(予防対策課)	大山東町32-15	03-3579-2329
	板橋区保健所(生活衛生課)	大山東町32-15	03-3579-2332
	板橋健康福祉センター	大山東町32-15	03-3579-2333
	上板橋健康福祉センター	桜川3-18-6	03-3937-1041
	赤塚健康福祉センター	赤塚1-10-13	03-3979-0511
	志村健康福祉センター	蓮根2-5-5	03-3969-3836
	高島平健康福祉センター	高島平3-12-18	03-3938-8621
練馬区	練馬区保健所	豊玉北6-12-1	03-3993-1111
	北保健相談所	北町8-2-11	03-3931-1347
	光が丘保健相談所	光が丘2-9-6	03-5997-7722
	石神井保健相談所	石神井町7-3-28	03-3996-0634
	大泉保健相談所	大泉学園町5-8-8	03-3921-0217
	関保健相談所	関町北1-21-15	03-3929-5381
足立区	足立保健所(生活衛生課)	中央本町1-12-24	03-3880-5361
	足立保健所(健康づくり課)	中央本町1-17-1	03-3880-5121
	中央本町保健総合センター	中央本町1-5-3	03-3880-5351
	竹の塚保健総合センター	西竹の塚1-11-2	03-3855-5082
	江北保健総合センター	西新井本町2-30-40	03-3896-4004
	千住保健総合センター	千住仲町19-3	03-3888-4277
	東和保健総合センター	東和3-12-9	03-3606-4171

区名	名称	所在地	電話
葛飾区	葛飾区保健所(地域保健課)	青戸4-15-14	03-3602-1222
	葛飾区保健所(生活衛生課)	青戸4-15-14	03-3602-1242
	葛飾区保健所(健康推進課)	青戸4-15-14	03-3602-1268
	葛飾区保健所(保健予防課)	青戸4-15-14	03-3602-1274
	青戸保健センター	青戸4-15-14	03-3602-1284
	金町保健センター	金町4-18-19	03-3607-4141
	小菅保健センター	小菅2-19-21	03-3602-8403
	新小岩保健センター	西新小岩4-21-12	03-3696-3781
	高砂保健センター	高砂3-26-9	03-3672-8135
水元保健センター	東水元1-7-3	03-3627-1911	
江戸川区	江戸川保健所(生活衛生課)	東小岩3-23-3	03-3658-3177
	江戸川保健所(保健予防課)	中央4-24-19	03-5661-2464
	中央健康サポートセンター	中央4-24-19	03-5661-2467
	小岩健康サポートセンター	東小岩3-23-3	03-3658-3171
	東部健康サポートセンター	瑞江2-5-7	03-3678-6441
	清新町健康サポートセンター	清新町1-3-11	03-3878-1221
	葛西健康サポートセンター	中葛西3-10-1	03-3688-0154
	鹿骨健康サポートセンター	鹿骨1-55-10	03-3678-8711
	小松川健康サポートセンター	小松川3-6-1	03-3683-5531
	なぎさ健康サポートセンター	南葛西7-1-27	03-5675-2515

(東京都保健所)

名 称	所 在 地	電 話	FAX	所 管 区 域
西多摩保健所	〒198-0042 青梅市東青梅5-19-6	0428-22-6141	0428-23-3987	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町
南多摩保健所	〒206-0025 多摩市永山2-1-5	042-371-7661	042-375-6697	日野市 多摩市 稲城市
多摩立川保健所	〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19	042-524-5171	042-524-7813	立川市 昭島市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市
多摩府中保健所	〒183-0045 府中市美好町2-51-1	042-362-2334	042-360-2144	武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市
	【武蔵野市、三鷹市の食品営業許可に関する連絡先】	0422-54-2209		
多摩小平保健所	〒187-0002 小平市花小金井1-31-24	0424-50-3111	0424-50-3261	小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市
島しょ保健所	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 (第一本庁舎40階南)	03-5320-4342	03-5388-1428	島しょ全域
島しょ保健所大島出張所	〒100-0101 大島町元町字馬の背275-4	04992-2-1436	04992-2-1740	大島町 利島 新島村 神津島村
島しょ保健所大島出張所 新島支所	〒100-0402 新島村本村6-4-24	04992-5-1600	04992-5-1649	
島しょ保健所大島出張所 神津島支所	〒100-0601 神津島村1088	04992-8-0880	04992-8-0882	
島しょ保健所三宅出張所	〒100-1102 三宅村伊豆1004	04994-2-0181	04994-2-1009	三宅村 御蔵島村
島しょ保健所八丈出張所	〒100-1511 八丈町三根1950-2	04996-2-1291	04996-2-0632	八丈町 青ヶ島村
島しょ保健所小笠原出張所	〒100-2101 小笠原村父島字清瀬	04998-2-2951	04998-2-2953	小笠原村

(政令市保健所)

八王子市保健所	〒192-0083 八王子市旭町13-18	0426-45-5111	0426-44-9100	八王子市
町田市保健所	〒194-0021 町田市中町2-13-3	042-722-0621	042-722-3249	町田市

4 警察機関 (警視庁)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
警視庁警備部 災害対策課	〒100-0013 千代田区霞が関2-1-1	(代)03-3581-4321 (内)55511~2		(無) 76311 (無F) 76301

5 消防機関 (1) 東京消防庁

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
東京消防庁 防災部防災安全課	〒100-8119 千代田区大手町1-3-5	(代)03-3212-2111 (内)3927	03-3213-1478	

(2) 稲城市消防本部

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
稲城市消防本部	〒206-8601 稲城市東長沼2111	(代)042-377-7119	042-377-0119	

6 関係機関

(1) 公益社団法人 東京都医師会

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
東京都医師会	〒101-8328 千代田区駿河台2-5	(代)03-3294-8821	03-3292-7097	(無) 86971 (無F) 86970

(2) 公益社団法人 東京都歯科医師会

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
東京都歯科医師会	〒102-8241 千代田区九段北4-1-20	(代)03-3262-1146	03-3262-4199	(無) 86981 (無F) 86980

(3) 公益社団法人 東京都薬剤師会

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	防災行政無線番号
東京都薬剤師会	〒101-0054 千代田区神田錦町1-21	(代)03-3294-0271	03-3294-7359	(無) 86991 (無F) 86990

(4) 公益社団法人 日本透析医会

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	URL
日本透析医会	〒101-0041 千代田区神田須田町1-15-2 淡路建物ビル2階	(代)03-3255-6471	03-3255-6474	http://www.touseki-ikai.or.jp/

(5) 一般社団法人 日本透析医学会

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	URL
日本透析医学会	〒113-0033 文京区本郷2-38-21 アラミドビル2階	(代)03-5800-0786	03-5800-0787	http://www.jsdt.or.jp/

(6) 社団法人 全国腎臓病協議会

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	URL
全国腎臓病協議会	〒170-0002 豊島区巣鴨1-20-9 巣鴨ファーストビル3階	(代)03-5395-2631	03-5395-2831	http://www.zjk.or.jp/

(7) 特定非営利活動法人 東京腎臓病協議会

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	URL
東京腎臓病協議会	〒170-0005 豊島区南大塚2-40-11 富士大塚ビル2階	(代)03-3944-4048	03-5940-9556	http://www.toujin.jp/

【参考】 1 災害医療コーディネーターについて

「災害医療コーディネーター」とは、災害時における医療救護活動の統括や調整を円滑におこなう専門家のことであり、都内においては、東京都災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び区市町村災害医療コーディネーターが設置されています。

※以下の説明は、

東京都災害医療協議会報告「災害医療体制のあり方について」（平成24年9月）に基づいています。

1 東京都災害医療コーディネーター

東京都災害医療コーディネーターは、都内全域の災害医療体制を統括・調整するための医学的な助言を行う専門家であり、平成24年1月に東京都災害医療コーディネーターに設置された。（災害医療に精通した3名の医師を任用）

【役割】

- ① 東京DMATや医療救護班の効果的な配分に対して医学的な助言を行う。
- ② 平時から、都の災害医療対策に対して医学的な助言を行う。

【具体的な職務】

東京都災害医療コーディネーターは、大規模災害時における都内全域の災害医療体制を統括・調整するために、次の職務に関して医学的助言を行うものとする。

- ① 東京DMATや医療救護班等の効果的な派遣に関すること
- ② 収容先医療機関の確保に関すること
- ③ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること
- ④ 平時から都の災害医療体制に対する医学的助言を行うこと
- ⑤ その他医療救護に関すること

2 東京都地域災害医療コーディネーター

東京都地域災害医療コーディネーター（以下、「地域災害医療コーディネーター」という）は、都職員とともに二次保健医療圏域内の医療救護活動等を統括・調整するために、都災害医療コーディネーターや区市町村災害医療コーディネーター等と連携して圏域内の医療情報を集約・一元化し、医療資源の配分や収容先医療機関の確保を行う。

また、平時から地域災害医療連携会議を開催して、地域の災害医療に対する医学的な助言や関係機関との医療連携体制を構築する。

【役割】

- ① 圏域内の医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等を統括・調整する。
- ② 平時から、圏域内の医療連携体制に対する医学的助言を行う。

- ③ 地域の実情に応じた具体的な方策を検討する「地域災害医療連携会議」の中心的な役割を担う等、関係機関との連携体制を構築する。

【具体的な職務】

地域災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、地域における次の職務に関する統括・調整を行うものとする。

- ① 東京DMA Tや医療救護班等の活動に関すること
- ② 医療情報の収集提供に関すること
- ③ 収容先医療機関の確保に関すること
- ④ 東京都災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること
- ⑤ その他医療救護に関すること

3 区市町村災害医療コーディネーター

区市町村は、区市町村内の医療救護活動を統括・調整するために、東京都地域災害医療コーディネーターのカウンターパートとなる区市町村災害医療コーディネーター*を、災害医療や地域医療の実情に精通した医師から任用する。ただし、その任用が困難な場合は、東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整を担う担当者をあらかじめ決めておく。

*各区市町村が任用する災害医療コーディネーターの総称（固有名詞）とする。

【役割】

- ① 区市町村が医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を行う。
- ② 平時から、区市町村の医療連携体制に関する医学的助言を行う。
- ③ 医療救護活動拠点における「区市町村連絡調整会議」の医療に関わる中心的な役割を担うほか、地域災害医療コーディネーターや圏域内の区市町村コーディネーター等関係機関との情報連絡体制を構築する。

【具体的な職務】

区市町村災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、区市町村長の要請に基づき、区市町村災害対策本部に参集し、地域における次の職務に関する統括・調整を行うための医学的助言を行うものとする。

- ① 医療救護班の活動に関すること
- ② 医療情報の収集提供に関すること
- ③ 収容先医療機関の確保に関すること
- ④ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること
- ⑤ その他医療救護に関すること

【参考】 2 東京都特殊疾病対策協議会 腎不全対策部会 委員名簿

(平成25年1月 腎不全対策部会開催時)

氏名	役職
秋澤 忠男	昭和大学医学部腎臓内科学部門教授
秋葉 隆	東京女子医科大学腎臓病総合医療センター血液浄化療法科教授
飯野 靖彦	日本医科大学腎臓内科教授
田嶋 尚子	東京慈恵会医科大学名誉教授
長澤 俊彦	杏林大学名誉教授
藤田 敏郎	東京大学名誉教授
角田 徹	公益社団法人 東京都医師会理事
吉田 雅治	東京医科大学八王子医療センター腎臓内科教授
早川 和男	東京都多摩小平保健所長
高橋 郁美	東京都福祉保健局保健政策部長

